

令和5年（2023年）11月14日（火曜日）

第 5 号

令和5年
北海道議会 決算特別委員会第2分科会会議録

第5号

令和5年(2023年)11月14日(火曜日)

出席委員

委員長

久保秋雄太君

副委員長

鈴木一磨君

武市尚子君

水間健太君

木葉淳君

村田光成君

太田憲之君

笠井龍司君

白川祥二君

中野渡志穂君

真下紀子君

平出陽子君

村田憲俊君

出席説明員

教育長 倉本博史君

教育部長
兼教育職員監 北村英則君

学校教育監 山本純史君

総務政策局長 伊賀治康君

生涯学習推進局長 村上由佳君

学校教育局長 川端香代子君

道立学校配置・制度
担当局長 齊藤順二君

指導担当局長 山城宏一君

特別支援教育
担当局長 堀籠康行君生徒指導・学校安全
担当局長 伊藤伸一君

ICT教育推進局長 相川芳久君

教職員局長 谷垣朗君

総務課長 岡内誠君

法制・公務管理
担当課長 北川慎太郎君

施設課長 金田敦史君

教育政策課長 出分日向子君

高校教育課長
兼ICT教育推進
担当課長
(高校教育) 相馬利幸君道立学校配置・制度
担当課長 手塚和貴君義務教育課長
兼幼児教育推進
センター長
兼ICT教育推進
担当課長
(義務教育) 遠藤直俊君学力向上推進課長兼
ICT教育推進課長 高橋宏明君特別支援教育課長
兼ICT教育推進
担当課長
(特別支援教育) 大畑明美君

教職員育成課長 松橋朗君

健康・体育課長 今村隆之君

生徒指導・学校安全
課長 大槻直広君

部活動改革推進課長 田口範人君

教職員課長 立花博史君

働き方改革担当課長 中嶋英樹君

_____	同	甲斐友規君
議会事務局職員出席者	同	馬場貴史君
議事課主幹 三上健治君	同	杉崎正君
議事課主査 福井宏次君	同	澤田真一君
同 青柳和彦君		

午前 10 時 開議

○久保秋雄太委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔福井主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

木葉 淳 委員
村田 光成 委員

であります。

○久保秋雄太委員長 この際、御報告いたします。

先ほどの理事会において、11月13日の経済部所管における真下紀子委員の質疑に対する観光振興課長の答弁について、配付してあります発言訂正申出書のとおり、発言訂正の申出がありました。

理事会協議の結果、この申出のとおり会議録を訂正いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

（上の発言訂正申出書は巻末に掲載する）

○久保秋雄太委員長 次に、11月13日の経済部所管において、真下紀子委員から措置要求のあった件につきましては、発言訂正の申出を受け、資料は求めないとの発言がありましたので、御報告いたします。

それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 教育委員会所管審査

○久保秋雄太委員長 これより教育委員会所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

武市尚子君。

○武市尚子委員 おはようございます。

通告に従いまして、教育委員会所管事項について、以下、伺ってまいります。

初めに、教育現場における新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月、道内において初めての感染者が報告された後、徐々に感染が拡大し、以降、私たち、そして子どもたちの生活に大きな影響を与えてまいりました。昨年は、新たな変異株であるオミクロン株とその派生株などへの置き換わりにより、感染の急拡大と収束を繰り返し、第6波から第8波と呼ばれた期間も含まれております。

そのような状況の中、道教委においては、各種の感染対策や子どもたちの学びの保障など、幅広く取り組んできたと伺っております。

そこで、令和4年度の状況や各種取組などについて、以下、伺ってまいります。

令和4年は、それまでのデルタ株から、より感染力の強いオミクロン株とその派生株などへの置き換わりが進んだこともあり、学校においても、子どもたちの感染により臨時休業を余儀なくされるなど、大きな影響を受けたと聞いています。

最初に、令和4年度における学校の臨時休業の実施状況についてお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 健康・体育課長今村隆之君。

○今村健康・体育課長 令和4年度の臨時休業の状況についてでございますが、道内の公立幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、合わせて2268校のうち、新型コロナウイルス感染症により学校閉鎖となった園及び学校は、延べ530校でございました。

○武市尚子委員 次に、個別の感染症対策の取組について伺ってまいります。

初めに、学校の感染症対策等支援事業について伺います。

道教委では、道立学校における感染症対策や学習の保障等に資する環境整備を進めるための学校感染症対策等支援事業費を措置し、全道立学校259校で執行したと承知しています。

この事業の内容や実績及び効果などの認識について伺います。

○今村健康・体育課長 学校の感染症対策等支援事業についてでございますが、道教委では、各道立学校が新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、児童生徒の学びを保障することができますよう、学校の感染症対策に必要な物品の購入等に要する経費として、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、令和4年度、約6億6400万円を措置いたしました。

各学校におきましては、この予算を活用し、感染防止のための消毒液や抗原検査キット等の保健衛生用品、3密を回避し換気を徹底するためのサーキュレーターや空気清浄機等を購入したところでございます。

道教委では、こうした経費を措置することにより、各学校が新型コロナウイルス感染症対策と教育活動の両立に取り組むことができるなど、安全、安心な教育環境の提供につながれたと考えてございます。

○武市尚子委員 次に、学習指導員配置事業について伺います。

道教委では、新型コロナウイルス感染症に対応するため、少人数指導や習熟度別学習、家庭学習の準備など、教員の指導をサポートするための学習指導員を配置しています。

この事業の実績や効果などの認識について伺います。また、今後も学習指導員の配置が必要と

考えますが、対応を伺います。

○久保秋雄太委員長 義務教育課長遠藤直俊君。

○遠藤義務教育課長 学習指導員配置事業についてであります。道教委では、国の交付金を活用し、令和4年度に、札幌市を除く公立小中学校等や特別支援学校、合わせて976校に学習指導員1129名を配置しました。

事業の効果としましては、昨年度に行った事後調査において、TT指導や習熟度別学習のサポートが教員の負担軽減になったと回答した市町村や学校が7割以上となったほか、複数の目で児童生徒を見ることができ、きめ細かに対応できた、学級閉鎖後の放課後指導などにより児童生徒の学習効果を高めることができたなどの回答があり、一定の成果があったものと考えております。

新型コロナの法律上の位置づけ変更を受け、本年7月で事業は終了してはいますが、道教委といたしましては、今後も、子どもたちの学びの保障や支援に努めるとともに、サポートスタッフの配置の拡大や財政措置の拡充について、引き続き、国に強く要望してまいります。

○武市尚子委員 学習指導員については、御答弁いただいたような様々な成果があったということですので、今後も配置を拡大できるよう要望していただくことを求めたいと思います。

次に、特別支援学校スクールバス感染症対策事業について伺います。

道立特別支援学校においては、児童生徒の登下校において、感染症のリスクを低減し、車内の過密状態を緩和するためにスクールバスの増便を行っています。

この事業の概要や実績、また、効果などの認識について伺います。

○久保秋雄太委員長 特別支援教育課長大畑明美君。

○大畑特別支援教育課長 特別支援学校スクールバス感染症対策事業についてであります。この事業は、障がいのある幼児、児童生徒の安全、安心な通学環境を確保するため、バス乗車の少人数化を図り、感染リスクを低減させる取組であり、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、令和2年度から継続して実施しています。

令和2年度は、12校で24台を増便または大型化し、3年度は10校で16台、4年度及び5年度は、10校で17台の増便等を図ったところです。

こうした措置により、各スクールバスの乗車人数が5割程度となり、幼児、児童生徒の安全、安心の確保や感染対策に一定の効果があったものと考えています。

○武市尚子委員 感染のリスクがより高い、また、配慮のより必要な子どもたちの登下校で、より安心、安全な通学につながったということであれば、事業の成果として評価できると考えます。

次に、オンライン学習について伺います。

コロナの感染拡大により、多くの学校で休業措置となる中、児童生徒に対する学習の保障については、コロナ発生当初の令和2年からその必要性について論じられてきたところです。

道教委として、オンライン学習が進むようどのように取り組んできたのか、その成果も含めて

伺います。

○**遠藤義務教育課長** オンライン学習の促進に向けた取組についてであります。道教委では、令和3年2月の国の通知を踏まえ、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合の学習指導について、オンラインの活用やその取扱いについて各学校に通知し、その後においても、オンライン学習による学びの機会の確保に努めるよう指導してまいりました。

また、このほか、オンライン学習の実施マニュアルや教職員向け研修プログラムなどを作成し、周知するとともに、臨時休業となった学校に対し、教育局が個別にオンライン学習の実施を働きかけるなど、継続した取組となるよう促してまいりました。

こうした取組を通じて、各学校では、5類感染症移行後においてもコロナ禍の実践を生かし、平常時の端末の持ち帰りや、感染症によりやむを得ず登校できない児童生徒や不登校等の児童生徒に対し、オンラインによる個別の指導などが行われていると認識しております。

○**武市尚子委員** 登校が難しいお子さんたちに対しても学習の選択肢が広がったという意味では、本当に意味があることだと思っております。

次に、G I G Aスクール運営支援センター整備事業について伺います。

道教委では、非接触型の学校運営に向けて、I C T機器の活用時に生ずるトラブル等に対応できるよう、道立学校を対象にヘルプデスク等による支援体制を構築していますが、本事業の概要や実績、効果などの認識についてお伺いします。

○**久保秋雄太委員長** 学力向上推進課長兼I C T教育推進課長高橋宏明君。

○**高橋学力向上推進課長兼I C T教育推進課長** 道立学校におけるI C T活用の支援についてであります。令和4年度に道立高校の1人1台端末の活用がスタートしたことに伴い、道教委では、各道立学校におけるI C T活用を支援するため、専門事業者によるG I G Aトラブル相談センターを設置し、ヘルプデスクの運営やサポート対応、ネットワークトラブルへの対応、対応事例をまとめたサイトの開設などを行ってきました。

昨年度、ヘルプデスクには、アプリの使用方法やW i - F iの接続不良に関することなど、電話やメールで1842件の相談があったほか、ヘルプデスクの対応事例を掲載したサイトには、教職員から1万3503件のアクセスがあったところでございます。

これらの取組を通じ、各学校においては、安定したネットワーク環境の確保や、クラウドの活用による個に応じた指導や協働的な学びの充実が図られるなど、授業におけるI C Tの効果的な活用につながったものと考えております。

○**武市尚子委員** また、G I G Aスクール運営支援センター整備事業については、令和5年度においても、G I G Aスクール運営支援センター機能強化事業として実施していると承知しておりますが、どのような機能強化を行い、どのような効果を上げているのか、お伺いします。

また、地域で格差が生じないように、全ての市町村での実施に向けてどのように取り組んでいくのか、併せてお伺いします。

○**久保秋雄太委員長** I C T教育推進局長相川芳久君。

○相川ICT教育推進局長 GIGAスクール運営支援センター機能強化事業についてですが、道教委では、本年度も道立学校を対象とするGIGAトラブル相談センターによる支援を継続して実施しているほか、市町村が所管の学校を自立的に支援できるよう、新たに、札幌市を除く全市町村教育委員会等で構成する北海道GIGAスクール推進協議会を設置し、ICTの効果的な活用や学校への支援方策について市町村間の情報共有を行うなど、全ての学校を対象とした支援の強化や、民間事業者を含む組織的な支援体制の充実を図っているところでございます。

今後は、各学校においてICTがより効果的に活用されるよう、引き続き、市町村に対し国の事業の活用を促進するほか、道教委のICT活用ポータルサイトの一層の充実を図るなどして、全ての市町村で学校におけるICT活用の組織的な支援体制が強化されるよう支援してまいります。

○武市尚子委員 これまで、令和4年度の学校における各種取組や感染対策、対応などについて伺ってまいりましたが、本年5月、新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、3年にわたったコロナへの対応は一つの区切りを迎えました。

この間、子どもたちは様々な面で制限を受け、コロナ以前とは異なる生活を送ってまいりましたが、学習面ではどのような影響があったと認識しているのか、その対応も含めてお伺いいたします。

○遠藤義務教育課長 学習面への影響についてですが、コロナ禍においては、感染症対策の必要性から、対面でのグループワークや実験、観察、組み合ったり接触したりする運動などの学習活動が制限されたことから、各学校においては、個人での活動を主としたり、オンデマンドの動画教材を活用するなど創意工夫に努めてまいりましたが、児童生徒同士の触れ合いを基盤とした集団的な活動や体験的な活動を通じて、人間関係の形成や社会性を涵養する機会が十分確保できなかったものと認識しております。

このため、道教委では、5類感染症移行後の学校教育活動において、多様な集団形成による学習を通じた協働的な学びの促進や、家庭、地域の協力による多様な体験活動の充実などに取り組むよう各学校に通知し、これまで制限されてきた学校教育活動のうち、真に必要なものを回復させることや、GIGAスクール構想の下で生み出された多様な教育実践の工夫を取り入れることなどについて指導助言しているところであります。

○武市尚子委員 次に、体力面についても様々な制限があったと考えますが、コロナによってどのような影響があったと認識しておられるのか、その対応も含めてお伺いします。

○今村健康・体育課長 体力面への影響についてでございますが、令和4年度に実施した全国体力・運動能力、運動習慣等調査における児童生徒質問紙調査結果におきましては、令和元年度と比較して、児童生徒の学習以外でテレビ、スマホ等を視聴する時間、いわゆるスクリーンタイムが増加していることや、新型コロナウイルスの影響により、約4割の児童生徒が運動時間が減少したと回答しているなど、感染症の流行が体力低下の一因になった可能性があることを認識してございます。

道教委では、令和4年度の調査で明らかとなった状況等を踏まえ、児童生徒の体力の向上を図るため、本年度の2定補正予算において、体力向上推進事業を計上し、体育専科教員等による訪問指導を拡大するなど、小中学校で体育を担当する教員の資質向上や児童生徒の運動習慣の定着に向けた取組を進めてございます。

○**武市尚子委員** また、この間、生活環境が大きく変化し、不安や悩みを相談できない子どもたちがいたのではないかと考えます。

気になるデータといたしまして、成育医療研究センターの報告に、コロナの影響で子どもたちが周りの大人に話しかけづらくなったといった報告がありました。

子どもたちの不安や悩みについて、どのように認識し、また対応しているのか、お伺いいたします。

○**久保秋雄太委員長** 生徒指導・学校安全課長大槻直広君。

○**大槻生徒指導・学校安全課長** 子どもたちの心のケアについてであります。道教委が設置している子ども相談支援センターやSNSを活用した相談窓口における心身の健康に関する相談の割合が、令和2年以降、高い傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響などにより多くの児童生徒が不安や悩みを抱えていたことが考えられます。

道教委では、児童生徒が利用しやすい相談方法を自ら選択できるよう、24時間受付の電話、メールによる相談窓口の設置に加え、令和3年度以降は、SNS相談窓口を利用できる生徒の対象拡大を図ってきたほか、令和4年度には、1人1台端末からアクセスできる相談窓口「おなやみポスト」の開設、また、令和5年度には、スクールカウンセラー配置校で行っていた、登校できない児童生徒へのオンライン教育相談を、全ての学校を対象として実施できる体制の整備を図ってきたところであります。

○**武市尚子委員** 大変重要な取組であると思います。自分からはSOSを出せない子どもについて、きめ細やかに周りの大人たちが見ていく、そしてSNSを活用していく、非常に重要であると思います。先ほど御答弁のあった学習指導員も含め、より丁寧に子どもたちと向き合う取組を進めていかれることを求めます。

さて、令和5年に入り、今季は季節外れのインフルエンザが流行していると報道されました。感染状況と臨時休業等の影響について何うとともに、こうした状況について、道教委はどのように認識し、どのように対応しているのか、お伺いいたします。

○**久保秋雄太委員長** 学校教育監山本純史君。

○**山本学校教育監** 感染症の状況についてであります。インフルエンザにつきましては、従前から感染者数の調査を行っておらず、感染状況については把握をしておりませんが、臨時休業の状況としては、本年4月から10月末までの間に学校閉鎖を行った園及び学校は22校でございまして、コロナ前の同時期と比較すると大きく増加していることから、どの時期であっても感染症対策を意識する必要があると認識しております。

学校における様々な感染症への対応としては、学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大

【第2分科会 11月14日 第5号】

を防止していくため、その時々の感染状況に応じた対策を講じることが重要であり、道教委では、校長会議や養護教諭の研修におきまして、コロナで得られた感染症対策の知見を整理した資料を活用するなどして、感染流行時には遅滞なく対策の強化を図るよう指導してきたところでございます。

○武市尚子委員 今年の第2回定例会では、新型コロナウイルス感染症に対する3年余りにわたる道教委の対応について、今後の新たな感染症等への備えとしてこの間の取組を振り返ると御答弁がありました。

この間の取組について、どのように検証しており、今後の取組に反映させるのか、道教委の考えを伺います。

○久保秋雄太委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 今後の取組についてであります。現在、北海道感染症対策有識者会議においてこれまでの新型コロナ対応に関する検証が進められております。本年12月をめどに報告書として取りまとめられる予定であります。道教委におきましては、本年7月に開催いたしました学校保健審議会で、学校での感染症対策や一斉臨時休業要請等の取組について説明を行い、有識者の方々から御意見をいただいたところです。

道教委といたしましては、今後、新たな感染症危機が生じた場合に備えまして、道の有識者会議の最終報告を踏まえつつ、感染対策と子どもたちの学びの保障の両立、学校、児童生徒、保護者などに対する丁寧な説明や情報発信などについて、社会全体の理解と協力を得ながら必要な対応や支援に努めてまいりたいと考えています。

○武市尚子委員 コロナからの学びとして検証を反映し、感染対策の取捨選択と子どもたちの学びの保障を着実に進めていただくよう求めたいと思います。

次に、働き方改革についてお伺いいたします。

学校の働き方改革を進めていく上で、外部人材を活用して教員の負担軽減を図っていくことが大変有効であると考えます。

道教委においても、働き方改革北海道アクション・プランに基づき、スクール・サポート・スタッフやスクールロイヤーの配置を進めてきているものと承知してはいますが、それぞれの事業に関して、事業の成果や働き方改革に向けた今後の取組などについて、何点かお伺いします。

初めに、スクール・サポート・スタッフ配置事業について伺います。

依然として多くの教員が長時間勤務となっている状況の中、教員の業務をサポートするスタッフの存在は大変大きいと思いますが、実際にどのような学校に配置し、具体的にどのようなサポートを行っているのか、令和4年度の配置学校数の実績と併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 働き方改革担当課長中嶋英樹君。

○中嶋働き方改革担当課長 スクール・サポート・スタッフについてであります。スクール・サポート・スタッフは、教員の業務を支援し、負担の軽減を図るために配置しており、令和4年度においては、新型コロナウイルスの感染予防対策の業務への対応のため、希望する全ての学校

に配置できるよう増員し、札幌市立学校を除く小中学校、特別支援学校等を合わせて976校に1238名を配置しました。

配置された学校では、学校行事や授業準備の補助、配付物の印刷など、教員を補助する業務に加え、コロナ禍においては、児童生徒の健康観察の取りまとめや校内の換気・消毒作業などの業務を行ったところです。

○武市尚子委員 この事業により学校ではどのような成果が上がっているのか、また、事業を進めていく中でどのような課題があると認識しているのか、お伺いいたします。

○中嶋働き方改革担当課長 スクール・サポート・スタッフの配置による成果等についてですが、スクール・サポート・スタッフを配置した学校からは、補助業務を受け持ってもらうことで教員が集中して教育活動を行うことができた、児童生徒の健康観察の取りまとめや消毒作業を担ってもらうことで教員の負担が実務面や心理面で大きく軽減されたといった報告を受けています。

一方、配置を決定したものの、報酬額や通勤距離などの勤務条件を理由に任用できなかった学校が全体の約5%を占めており、各学校や地域の実情などを踏まえ、学校や市町村教育委員会、大学などとも一層連携を図りながら、人材の確保に努めていく必要があると考えています。

○武市尚子委員 スクール・サポート・スタッフによって先生方の業務が軽減され、そして、子どもたちと向き合うという本来業務に専念していただくことができたとするならば、とても大きな成果ではないかと思います。

次に、スクールロイヤー配置事業についてお伺いいたします。

保護者対応などに大変苦慮している学校も少なくないと聞きますが、スクールロイヤーの配置の考え方と併せ、具体的な相談内容も含め、令和4年度の相談実績についてお伺いいたします。

○中嶋働き方改革担当課長 スクールロイヤーについてですが、スクールロイヤーによる法務相談は、円滑な学校運営を支援するとともに、教職員の業務負担の軽減を図ることを目的に、学校現場における深刻な児童生徒間のトラブルや、外部からの威圧的な言動を伴う過剰な要求など、学校のみでは対応困難な課題に対し、専門的知見に基づき、解決に向けた学校への法的助言を行っています。

令和4年度は、札幌、旭川、函館、釧路、それぞれの弁護士会の協力を得て、合わせて41名の弁護士をスクールロイヤーとして委嘱し、学校への執拗な要求についての相談18件をはじめ、児童生徒間のトラブル、教員の指導への要求に関する相談など、合わせて40件の相談を受けたところです。

○武市尚子委員 スクールロイヤーの配置により、どのような効果があったと認識しておられるのか、また、課題についても併せてお伺いします。

○久保秋雄太委員長 教育部長北村英則君。

○北村教育部長 スクールロイヤーの効果などについてですが、法務相談を活用した学校からは、今後の対応の整理ができ、打合せ時間などの縮減につながった、また、助言により法的

根拠に基づいて自信を持って対応できた、勤務時間内外にかかわらずに来る相手からの苦情や要求が減ったなどの報告を受けており、スクールロイヤーの助言が教員の業務の負担だけではなく、心理的な負担も軽減させる効果をもたらしているものと受け止めております。

一方、弁護士への相談をちゅうちょする学校も見られますことから、一層の周知が課題と考えておりまして、道教委といたしましては、学校や市町村教育委員会に対し、具体の活用事例を紹介するリーフレットを定期的に配付するほか、管理職員向けの法務研修会を開催するなど、相談を必要とする学校がより気軽に利用できるよう制度の浸透に努めてまいります。

○武市尚子委員 それぞれの事業の成果や課題について伺ってまいりましたが、これらの外部人材の配置や業務の見直しなど、様々な働き方改革の取組により教員の負担は減ってきてはいると思います。

しかしながら、道教委の調査によると、令和4年度、時間外勤務時間が1か月45時間を超える教員が2割以上、また、1年間で360時間を超える教員が道立学校では半数近くとなるなど、依然として長時間勤務の状況が続いています。

道教委は、この状況をどのように受け止め、今後どのように働き方改革を進めていくのか、お伺いいたします。

○倉本教育長 働き方改革に関する今後の取組についてであります。道教委では、これまで、働き方改革北海道アクション・プランに基づき取組を進めてきており、昨年度は、月ごとの時間外在校等時間が大半の月で前年度の実績を下回るなど、成果は着実に現れつつあるものの、依然として長時間勤務となっている教員も多く、さらに取組を推進していかなければならないものと受け止めております。

道教委といたしましては、これまでの働き方改革の取組の成果や課題を検証し、中央教育審議会における検討の進捗を踏まえながら、新たなアクション・プランの策定を進めるとともに、スクール・サポート・スタッフなどの支援スタッフを希望する全ての学校に配置できるよう財政措置の拡充などについて国に要望するなど、学校が働きやすさとやりがいとを両立する魅力ある職場となるよう働き方改革の実効性を高めてまいります。

○武市尚子委員 先生方に心身の余裕がないと、子どもたちと一人一人向き合うよい教育はできないと思います。御答弁いただいたように、引き続き、国への要望を含め、取組を続けていただきたいと申し上げ、質問を終わります。

○久保秋雄太委員長 武市委員の質疑は終了いたしました。

木葉淳君。

○木葉淳委員 通告に従いまして、質問をいたします。

まず初めに、障がい者雇用について伺います。

先日の第3回定例会の一般質問において、鈴木知事に対して、知事部局での障がい者雇用の取組と現状について伺いました。

知事からは、北海道職員に係る障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある職員が長期間に

わたり意欲と能力を発揮できるよう、これまで、勤務環境の整備や相談窓口の設置のほか、テレワークや時差出勤といった柔軟な働き方の推進、会計年度任用職員としての採用など、障がいのある程度や特性に応じた支援体制の充実や環境整備に取り組んでいる、今年度からは新たに、障がいのある職員への理解を深め、受入れに必要な知識等を身につけるためのケアマネジメント研修を実施しているほか、道の採用ポータルサイトで、障がいのある職員の活躍事例を発信し、受験者の確保に向けた取組を進めている、今後とも、障がい者を対象とした採用試験を計画的に実施していくことはもとより、こうした取組を通じた職場環境の整備や職員の理解促進などに努めながら、障がい者雇用の一層の推進に取り組む旨の答弁がありました。

また、倉本教育長からも、今後とも、採用職種の拡大を検討するとともに、障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある方が働きやすい職場環境づくりに努め、雇用の促進に取り組む旨の答弁がありました。

加えて、岸田首相も、所信表明において、障がいのある方もない方も含め、全ての方が生きがいを感じられ、多様性が尊重される包摂的な社会づくりに取り組むとしています。

そこで、道教委における障がい者雇用、とりわけ環境整備員について伺います。

まず初めに、職務内容等について伺います。

道教委では、2012年から、道立学校における非常勤職員として環境整備員の障がい者採用選考を実施しています。

環境整備員の職務内容について伺います。あわせて、障がい者採用選考の対象とした理由についても伺います。

○久保秋雄太委員長 総務課長岡内誠君。

○岡内総務課長 環境整備員の職務内容などについてでございますが、環境整備員は、道立学校において校務補が担っていた校舎内外の清掃や草刈り、校舎の軽微な補修作業などの環境整備に係る業務のうち、それぞれの方の能力や障がいの種類、程度などを勘案し、勤務校の校長が定める業務に従事しております。

また、この職につきましては、働く意欲と能力を有する障がいのある方の雇用機会を拡大し、道教委における障がい者雇用率の改善を図るため、平成24年度に新たに設けたものでございます。

○木葉淳委員 2012年度からとなると、採用されて10年ちょっとたつのかなと思います。

環境整備員さんの仕事と言え、私が思い浮かぶのは、今日も雪が降りましたが、除排雪作業というのがあるのかなと思います。生徒の登校前に玄関前の除雪をする業務は、なかなか大変な業務であるのですが、軽微な補修作業等は、校長先生が具体的には定めていく業務なのかなというふうに思います。

では、雇用状況について、昨年度の環境整備員の雇用に向けた予算、それから、配置実績と障がい種別について伺います。

○岡内総務課長 予算額などについてでございますが、令和4年度におきましては、予算額が約

【第2分科会 11月14日 第5号】

5億1000万円で、高等学校に84名、特別支援学校に43名、道立学校の合計で127名を配置したところでございます。

また、障がい種別では、身体障がい80名、精神障がい34名、知的障がい13名となっております。

○木葉淳委員 ざっと言えば、5億円を120人程度で割れば月30万円ぐらいの計算になるのかなと思うのですが、予算は適切に執行されているというふうにお聞きをしております。

そこで、次の質問なのですが、北海道教育委員会障がい者活躍推進計画では、道教委に、職場におけるサポートが円滑に行えるよう必要な配慮を行うことを求めています。支援体制と昨年度行った配慮について、具体的な事例を併せて伺いたいと思います。

○岡内総務課長 支援体制などについてでございますが、道教委では、本庁及び各教育局に障害者職業生活相談員を配置し、環境整備員など障がいのある職員からの人間関係や職場環境の整備などに係る相談に応じているほか、各職場におきまして、直属の上司が個別に面談を行い、職業生活に関する相談や日常的なサポートに当たるなど、障がいのある職員が安心して働ける職場づくりに取り組んでおります。

こうした中、昨年度は、障がいのある職員の申出などを受けまして、建物出入口の段差を解消するためのスロープの設置、校舎出入口から職員玄関までの点字ブロックの新設などの職場環境への配慮や、起立・着席動作を行う際の身体への負担軽減措置、複数の業務を混同しないための業務指示方法の工夫などの勤務に当たっての配慮を行ったところでございます。

○木葉淳委員 環境整備員だけではなく、障がいを抱える学校職員に対する支援ということだというふうに思いますが、現状、環境整備員は障がい者雇用として週当たり30時間の勤務となっております。

障がいを抱える方々の中には、もっと短時間での勤務だとか、弾力的な働き方というものを求める、そうした声もあります。週30時間によらない弾力的な勤務などの検討も必要かと思いますが、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 総務政策局長伊賀治康君。

○伊賀総務政策局長 環境整備員の勤務時間についてでございますが、道教委では、民間委託される前に校務補が配置されていた人数や、委託業者との業務分担及び業務量などを踏まえ、環境整備員設置要綱で週当たりの勤務時間を30時間と定めております。

仮に、短時間勤務を行う場合は、複数の環境整備員が週30時間を分担して勤務することとなり、障がいの特性などから長時間勤務が難しい方の雇用の場が確保できるというメリットが考えられるものの、勤務時間に応じて報酬が減額となり、環境整備員の仕事で生計を立てようとする方にとっては魅力が下がることや、複数の方が希望する勤務時間の合計が30時間を下回った場合は、学校が必要とする環境整備業務を十分に行えないなどの課題があると考えております。

○木葉淳委員 環境が整備されれば30時間にはこだわらなくてもいいのかなというふうには思うわけなのですが、次の質問に移ります。

法定雇用率2.5%の達成に向けて、さらなる雇用の促進が重要と考えます。先ほども申し上げましたが、先日の定例会において、倉本教育長から、今後とも採用職種の拡大を検討するという答弁がありました。

今後、2026年には法定雇用率2.7%、その後には2.9%というふうになっていくわけなのですが、今後の見通しについてどのように考えているのか、これは教育長にお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○久保秋雄太委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 障がいのある方の雇用についてであります。道教委ではこれまで、実習助手や非常勤職員への採用、教員や事務職員の採用における特別選考の実施などに取り組んできておりますが、業務の特性や教職課程で学ぶ障がいのある学生数が少ないことなどから、雇用の大部分を占める教員での採用を短期的に拡大することは難しいと考えております。

このため、校務補業務の民間委託化に合わせて環境整備員の配置校を増やすなど、既存の仕組みによりさらなる雇用の拡大を図るほか、他県の好事例を収集し、障がいのある方がその意欲と能力を発揮できる職種での採用を検討するなど、雇用の一層の促進に向け取り組んでまいります。

○木葉淳委員 さらなる雇用の拡大を図る、それから、意欲と能力を発揮できる職種での採用を検討するという答弁がありましたので、ぜひともお願いしたいと思います。

今、子どもたちの自殺というものが増加しています。昨年1年間に自殺した全国の小・中・高の児童生徒数は500人を超えているような状況です。今年も深刻な状況が続いています。

私は、障がいのある方々の雇用を、仕事の効率性ということではなくて、社会的な包摂という視点で考えていく必要があるのではないかとこのように思います。30時間の勤務ですとか職種にこだわらず、障がいを抱えている方々が働いている姿を子どもたちが目にすることが、障がいを抱えている方々と共に子どもたちが過ごすことが、子どもたちの豊かな心の成長の一助となっていくのは間違いないと思います。ぜひとも、今後とも検討をよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

特別支援学校高等部の実習用設備費についてです。

特別支援学校高等部では、将来的な就労に向け、様々なカリキュラムが組まれています。私も、先日、幾つかの支援学校に伺ったのですが、どこもすばらしい設備が配置されていて、子どもたちがそれを利用しながら勉強を進めていました。教育活動の実施には、実習用の設備が有効に利用できる環境が何よりも重要であります。日常的な修繕は欠かせないものだと思います。

そこで、実習用設備の修繕や更新に係る費用の目的と、実習用設備の更新がどのように行われているのか、現状を含め、伺います。

○久保秋雄太委員長 特別支援教育課長大畑明美君。

○大畑特別支援教育課長 特別支援学校における実習用設備についてであります。特別支援学

【第2分科会 11月14日 第5号】

校の高等部では、生徒の自立や社会参加を目指し、職業生活や社会生活に必要な基礎的技能や態度を養うため、作業学習を中心とした職業教育を行っており、道教委では、作業学習などで使用する実習用設備の修繕や更新の費用を特別支援学校実習費として予算措置しています。

実習用設備の更新については、毎年度、学校の要望を確認した上で、設備の状態や経過年数等を勘案し、緊急性や優先性を考慮しながら対応しているところです。

○木葉淳委員 修繕や更新の費用を予算措置されていることは分かったのですが、具体的にどのように使われているかということ、それから、昨年度の予算額について、5年前の予算額も分かれば教えていただければと思います。

○大畑特別支援教育課長 実習用設備についてであります。修繕費及び更新費を合わせて、5年前の平成30年度は約1200万円、昨年度は約1000万円と、ほぼ同様の水準となっています。

○木葉淳委員 ありがとうございます。

では、実際に、昨年度、職業教育実習や作業学習を実施している特別支援学校から、実習用設備の更新についてどのような要望が出ていたのか、また、それに対する経費の執行状況も含めて伺います。

○大畑特別支援教育課長 実習用設備の要望等についてであります。道教委では、毎年度、各特別支援学校に対し、備品購入費所要額調により、実習用設備の要望事項を確認しており、昨年度は、全67校のうち17校から要望が寄せられました。

要望の内容としては、主に、設備の老朽化に伴う更新や、部品の製造中止で故障時に対応できないことなどを理由とした更新が多く、道教委では、要望内容を精査した上で、昨年度、17校40件の要望のうち、レーザー加工機やクリーニング作業学習用高圧洗浄機、ミニ耕運機など、14校22件分の更新経費を措置し、約700万円を執行したところです。

○木葉淳委員 レーザー加工機やクリーニング作業学習用高圧洗浄機とか、本当にたくさんの設備が支援学校にはあって、子どもたちがそれを活用しながら、将来の就労に向けて練習をしているのでしょうか、勉強をしている状況というのは、私も見ている非常に重要なものだなというふうに思いました。

そこで、先ほども申し上げたのですが、やはり、こうした設備というのが適切に使えるようになっていなければならないなというふうに思います。実際に見学した学校でも、修繕が必要になっているようなものもありました。

そこで、今後も、老朽化した実習用設備について、継続的に修繕や更新を続けていく必要がありますが、その整備の見通しについて伺います。

○久保秋雄太委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 今後の対応についてであります。各特別支援学校高等部では日常的に実習を行っており、設備の使用頻度も高く、故障や老朽化により使用に支障が生じた場合、教育活動への影響が大きいことから、実習用設備については適切な維持管理や更新が求められるところでございます。

道教委では、各学校における作業学習や実習に影響が生じることのないよう、学校訪問などを通じて実情の把握に努めますとともに、各学校の要望や緊急性、優先度などを十分考慮し、適切に修繕や更新を講ずることができるよう努め、生徒の自立や社会参加を目指すための教育環境の充実を図ってまいります。

○木葉淳委員 学校訪問などを通じて実情の把握に努めていただけるとのことなので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、次の質問です。

公立高校の配置計画について伺います。

道教委では、2008年度より、公立高等学校配置計画に基づいて高等学校の統廃合を行ってきました。生徒数の減少を考えればやむを得ない部分というのものもあるのかなというふうには考えますが、地域にとって高校がなくなるということは大きな影響があります。

この間の統廃合となった学校数と高校のない自治体の推移について伺います。

○久保秋雄太委員長 道立学校配置・制度担当課長手塚和貴君。

○手塚道立学校配置・制度担当課長 高校の統廃合などについてでございますが、本年4月における本道の公立高校は220校であり、平成20年4月の268校と比較して48校減少しております。

また、公立高校が設置されていない自治体は、平成20年度から令和5年度の間におきまして、42市町村から55市町村に増加しております。

○木葉淳委員 現状、道内179市町村のうち、55市町村には高校がないということになるかと思うのですが、中学校は全部の市町村にあるわけなのですよね。廃校となった地域に住む生徒にとっては、遠方への通学や下宿など、地元を離れざるを得ない状況となる場合もあると思います。

実際に廃校となった地域の高校生がどのように通学をしているのか、状況を伺います。また、昨年度どのような支援が行われているのか、質問します。

○久保秋雄太委員長 高校教育課長相馬利幸君。

○相馬高校教育課長 生徒の通学状況等についてであります。道立高校の募集停止に伴い、居住している市町村の高校がなくなり、遠距離通学となる場合、生徒は、自宅から交通機関等を利用したり、交通機関等を利用しても始業時間に間に合わない場合には高校所在地に下宿したりするなどして通学しております。

道教委では、道立高校の募集停止に伴い遠距離通学となる場合に、経済的負担を軽減し、生徒の修学機会の確保を図るため、募集停止となる前年度に中学生であった生徒を対象とし、募集停止後の5年間、通学費や下宿費の一部を補助する高等学校生徒遠距離通学費等補助制度を平成20年度から実施しており、昨年度においても、17名に対し116万2000円の補助実績があるところでございます。

○木葉淳委員 その地域の子どもたちというのでしょうか、保護者を含めて、経済的な負担を軽減するために、募集停止後の5年間、通学費や下宿費の一部を補助するという取組があるのですけれども、私は、通学費用の支援が募集停止後の5年間で終了している現状というのは改善すべ

きなのではないのかなというふうに考えます。

その地域に住み続けている子どもたちはいるわけなので、そのこのところの所見について、どのようにお考えか、伺います。

○久保秋雄太委員長 指導担当局長山城宏一君。

○山城指導担当局長 補助制度の期間についてであります。現行の取扱いにつきましては、従前から高校のない市町村との均衡を考慮するとともに、募集停止となる前年度に中学生であり、中学校等卒業時に募集停止校の所在市町村に居住している生徒が高校を卒業するまで補助金を受けられるよう、募集停止後5年間としたものであります。

こうした制度の趣旨から期間の延長は難しいものと考えておりますが、これまで実費負担からの控除額の引下げや支払い方法の改善を図ってきており、今後も、本事業の実施状況や募集停止後の生徒の進路動向を把握するとともに、対象となる生徒や保護者がこの制度をより効果的に活用できるよう、引き続き、適切な運用に努めてまいります。

○木葉淳委員 現行の制度では、従来から、高校がない地域に居住し自宅から通学している生徒への支援がなかったことから、高校がなくなった地域の生徒にも5年だけの支援ということだと思っておりますけれども、私は、今のこの少子化の時代、新たな制度だとか仕組みを考えるとときになっているのではないのかなというふうに思います。高校の進学率が5割とかだったら話は違うと思うのですが、今は、ほぼ100%、98%とか99%の進学率になっています。

例えば、古平、仁木、積丹、赤井川、泊、神恵内、島牧、黒松内、京極、喜茂別、共和、後志管内20市町村のうち半分以上の11市町村には、今、高校がない状況となっています。

道教委の北海道教育推進計画では、今年度から2027年度までの計画なのですけれども、第1章の計画策定では、「地方創生の実現」というふうに書いてあります。それから、第3章の基本理念では、「本道の将来を担う子どもたちが、生まれ育った地域や環境、障がいの有無等に関わらず、夢と希望にあふれ健やかに成長できるよう」としています。

私は、先日、T-b a s eという北海道高等学校遠隔授業配信センターを見せていただきました。道内の小規模の高校へ授業配信をしていたのですが、非常に大きな成果が上がっているというふうにお聞きしましたし、そこに、地元で学びながら大学進学等の環境整備ということもあったのですよね。時代は少しずつ変わってきているのかなというふうに思います。

私は、子どもたちが生まれ育った環境で学び続けられる新たな制度や仕組みをつくっていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○山城指導担当局長 補助制度についてであります。現行の制度における取扱いは、地元の高校への進学を検討する中学生に対して、募集停止に伴う通学費負担の増加など、学習環境の変化等を緩和する観点で実施しているものであり、これまで対象となっていた生徒と今後対象となる生徒との公平性を考慮すると、新たな制度の創設などは難しいものと考えております。

道教委といたしましては、今後においても、対象となる生徒や保護者への周知を図るなど、本制度の適切な運用に努めてまいります。

○木葉淳委員 ちょっと言葉がないのですけれども、私は、新たな制度を考えてくださいと質問しているのですが、なかなか厳しい答弁なのかなというふうに思います。私は、やはり、考えていくことが必要なのかな、そういうときになっているのじゃないのかなという思いがありますので、また改めて伺わせていただければと思います。

それでは、次の質問ですが、昨年の決算特別委員会でも、中学校における免許外指導について伺いました。

そこで、初めに、中学校教員の基本的な定数配置の在り方についてちょっと伺わせていただきたいということ、あわせて、小規模校の具体例についても伺えればと思いますので、お願いします。

○久保秋雄太委員長 教育政策課長出分日向子君。

○出分教育政策課長 中学校教員の定数配置についてであります。国は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律におきまして、学習指導要領に定められた教育課程を実施するための標準授業時数を基礎としまして、一教員の週当たりの担当授業時数を考慮し、学級数に応じて教員数を算定するよう規定しておりますことから、道教委においても、法律に準拠いたしまして定数配置基準を定めているところでございます。

また、いわゆる小規模校の具体例についてでございますが、道教委の定数配置基準において、中学校の通常の学級が各学年1学級、計3学級の場合については、校長及び教員の合計は9名、各学年2学級、計6学級の場合は11名となっております。

○木葉淳委員 中学校では、10教科を指導することとなっております。教員数が教科数に比べて少ない学校が出てきてしまうと思うのですけれども、そうした学校は全道にどのくらいあるのか、また、免許外指導の教科、その管内別の状況についても伺います。

あわせて、比較の意味で、5年前と比べてどのような状況になっているのか、傾向について伺います。

○出分教育政策課長 教諭の数が教科数に満たない学校についてでございますが、道の定数配置基準では、教諭の数が10名に満たない学校は、通常の学級が6学級以下の場合としておりまして、札幌市を除いて、昨年度、令和4年度は339校、5年前の平成30年度は331校とほぼ同数でございました。

一方、免許外教科担任の許可状況につきましては、令和4年度は、家庭202件、技術200件、美術128件など10教科で603件、平成30年度は、家庭237件、技術226件、美術141件など682件となっております。許可件数が多い教科に変わりはございませんが、許可件数は79件、約12%減少しております。

また、管内別に見ますと、令和4年度は、通常学級が6学級以下の学校は、オホーツク、上川、十勝の順に、免許外教科担任の許可件数は、オホーツク、釧路、後志の順に多くなっております一方で、平成30年度は、6学級以下の学校は、上川、オホーツク、空知の順に、また、許可状況は、オホーツク、上川、釧路の順に多くなってございまして、学校数と許可件数には明確な

【第2分科会 11月14日 第5号】

相関関係は見られないものの、いずれの管内でも許可件数は減少しております。

○木葉淳委員 5年前と比べると減少傾向にあるということです。昨年にお聞きした数と比べても減っているということです。一層の取組をお願いいたします。

次に、自分の専門外の教科を指導されているケースが全道で600件を超えるような数があるということなのですが、そうした場合、指導の質の確保というのが非常に重要なのかなというふうに思います。

こうした専門外の教科を指導している教員が、教科の専門的な知識を学んだり、実践力を高めたりするための研修、そういったものの費用はどのように措置をされているのか、また、そうした研修に関わるような旅費が効果的に活用されるためにどのような取組を進めていくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 学校教育局長川端香代子君。

○川端学校教育局長 免許外教科担任の研修等についてであります。道教委では、免許外教科を担当する教員を含めた各教員が教科指導の質の向上を図るための研修会などに参加する旅費として、校内教職員研修促進費を措置しております。

現在、指導主事の学校訪問等において、各学校における免許外教科担任の状況を把握し、専門性や授業力の向上を希望する教員のニーズに対応した研修会等の情報提供を行っておりまして、今後は、担当教員が専門性を有する他校の教員の授業を参観するなど、旅費の効果的な活用方法についても助言を行い、免許外教科担任の主体的な学びが促進されるよう取り組んでまいります。

○木葉淳委員 様々な取組が行われているということでありましたけれども、新年度、新たな配置が示されて、自分の持っている免許外の指導をすることとなった場合、やはり、大きな不安を抱えてのスタートとなってしまうのではないのでしょうか。まして、それが経験の浅い若年層の教員であればなおさらだというふうに考えますが、こうしたことに対する道教委の認識と支援について伺います。

○川端学校教育局長 免許外教科担任についてであります。国の調査研究報告書では、免許外教科担任は、その教科の専門的な内容や指導方法について修得していないことから、各教科指導に必要な専門性をできるだけ補えるよう、校内や近隣校で当該教科の免許を保有する教員や指導主事による指導など、年度を通じた継続的な支援体制を確保することが重要という考え方が示されております。

道教委におきましても、この考え方にに基づき、これまで、指導主事の学校訪問等において各学校の免許外教科担任の状況を把握し、個々の教員の課題等を踏まえた助言を行いますとともに、授業力の向上を希望する教員のニーズに対応した研修会等の情報提供を行ってきたところでありまして、今後、専門性を有する他校教員の授業参観なども含め、主体的な学びが促進されるよう取り組んでまいります。

○木葉淳委員 そうした取組ができるような環境整備というものを、引き続きよろしく願います。

たします。

次の質問です。

今年度から、免許更新制度に代わって新たな研修がスタートいたしました。まずは、新たな研修制度の狙いや制度の概要について伺います。

○久保秋雄太委員長 教職員育成課長松橋朗君。

○松橋教職員育成課長 新たな研修制度についてであります。令和4年に、教員免許を10年ごとに更新する制度が廃止になったことに伴い、本年度からスタートした新たな研修制度は、教員が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら、個別最適な学びや協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるといった、新たな教師の学びを実現することを狙いとしており、具体的な取組としては、教員が計画的に研修を進めるための研修履歴の作成や、校長による教員との対話に基づく受講奨励の取組を通じて、一人一人が自らにふさわしいと判断した研修等に参加することなどにより、資質、能力を高めていくものであります。

○木葉淳委員 私も、教職員の皆さんは、生涯学び続けていくこと、自分の力量を高めていくことが何よりも重要だと考えます。

今回の新たな研修のために、そうしたことを行えるような旅費が確保されることが必要だと思うのですが、昨年度の決算状況とピーク時との比較について伺います。

○松橋教職員育成課長 旅費の執行状況についてであります。各学校における自主的な校内研修や個人研修を促進するために措置している校内教職員研修促進費に関しては、直近5年間で最も執行率が高い令和元年度は、約1億5300万円の予算に対し、約1億4400万円の執行で、執行率は94.2%でありましたが、令和4年度は、約1億2500万円の予算に対し、約6200万円の執行で、執行率は49.2%であり、このことは、新型コロナウイルス感染症による様々な行動制限が校外研修の参加等に影響したものと考えております。

○木葉淳委員 執行率については、今の答弁にあったように、コロナの影響というのがかなりあったのかなというふうに思いますが、コロナが5類となりました。各学校の行事を見ましても、運動会ですとか学芸会、文化祭といったものも、元のように戻ってきているのかなと、活発に行われてきているように私は感じています。

それで、あわせて、研修、研究会、そういったものも活発にこれから行われていく、そのように思いますので、今後の対応について、引き続き行っていただけるようにと思ひまして、そういう思いを込めて今後の対応について伺います。

○川端学校教育局長 今後の対応についてであります。校内教職員研修促進費につきましては、これまでも、各市町村教育委員会や学校に対し、教職員の資質、能力の向上を図るための有効な執行となるよう、様々な機会を通じて働きかけを行いますとともに、年度の途中で執行状況を把握し、より効果的に活用できる学校への再配分を行っておりまして、新型コロナウイルスが5類感染症移行となった本年度から、把握する時期を前倒ししたところです。

道教委では、本年度からスタートした新たな研修制度の下で、教職員一人一人がこれまで以上

【第2分科会 11月14日 第5号】

に主体的に学び続ける環境を整備する必要があると考えておりまして、今後も予算の効果的な執行を指導しますとともに、厳しい財政状況の中ではありますが、引き続き、教職員の資質・能力向上のための予算の確保に努めてまいります。

○木葉淳委員 それでは、最後に、教職員の確保について伺います。

まず初めに、小学校の高学年専科について、国でも、毎年度、全国で950名ずつ配置をしているというふうに承知しておりますけれども、この加配を活用して実施している小学校の高学年専科の状況について伺います。

○出分教育政策課長 小学校の専科指導における加配による実施状況についてでございますが、札幌市を除く公立小学校において、令和4年度では、国語は24校に24名、算数は19校に18名、理科は135校に108名、体育は63校に37名、外国語は184校に79名の計425校に266名となっております。令和3年度と比較して27校、27名増加しております。

○木葉淳委員 27校、27名増加しているということであったのですが、今聞いていましたら、学校数と配置数が若干違う数になっているのかと思います。恐らく、加配を活用して別な学校から複数の学校に行かれている方がいるからかなと思うのですが、こうした加配を活用した中学校の先生が小学校で指導している場合もあると伺いました。

中学校の先生が小学生に対して指導しているのがどの程度あるのかということと、現状で把握している成果と課題について教えていただければと思います。

○伊賀総務政策局長 中学校教員による実施状況などについてでございますが、小中連携教育などを一層推進することを目的といたしまして、令和4年度は、札幌市を除く道内の公立中学校10校に10名の専科教員を加配措置することで、18校の小学校で専科指導を実施しております。

成果といたしましては、配置校から中学校教員が専科指導を実施することで、教科の系統性や学年、小中学校のつながりを意識した教科指導を実施することが可能となること、持ち時間の軽減による授業準備時間の確保や業務の負担軽減などにつながることで、1人の児童に複数の教職員が関わることにより、多面的な児童理解、見取りが可能になることなどと聞いております。

一方、課題といたしましては、特に複数校を兼務する場合、学級担任と専科教員との打合せなどの十分な時間の確保が難しいこと、教科等横断的なカリキュラム・マネジメントを実施しやすい学級担任制のよさが損なわれる懸念があることなどがあると認識をしております。

○木葉淳委員 実は、先日、ある中学校の先生から、この小学校高学年の専科の話をお伺いしました。その方は、自分の所属している中学校では授業を持っておらず、日中は幾つかの小学校に行かれて授業をされているそうです。自分の所属している学校の生徒との関わりの時間が十分に持てないということ、さらに、今の答弁にもありましたけれども、一日の中で複数校を移動する場合もあるということで、例えば、理科であれば実験の道具だとかそういったものも必要になってきますが、その準備や片づけにも困っているというお話を伺いました。

私は、今の仕事になる前は小学校の教員を25年勤めていましたので、小学校の教員の立場から言えば、非常にいい取組だなというふうにこの間思ってきたわけなのですが、中学校側か

から見れば、こうした課題もあるというふうに伺いました。ぜひ、次年度に向けて、実際に今指導されている方々の声というものを聞いていただいて、そして、改善を図っていただければと思います。

次に、欠員について伺います。

まず初めに、昨年度4月と令和3年度の欠員の状況、令和4年度の欠員のピークについて伺います。あわせて、欠員の傾向と道教委の認識について伺います。

○久保秋雄太委員長 教職員課長立花博史君。

○立花教職員課長 欠員の状況についてでございますが、札幌市を除く道内の公立小中学校の欠員は、昨年度4月は、小学校31人、中学校16人で、合計47人となっているのに対しまして、令和3年度は、小学校21人、中学校11人で合計32人であり、15人の増となっております。また、昨年度、欠員が最多となった令和5年3月には、小学校55人、中学校48人で合計103人となっております。

欠員が増加傾向にあることに加え、育児休業の取得などに伴う欠員を補充できないことで、例年、年度末にかけて欠員が増加している状況は、教員の業務負担だけではなく、このことへの懸念が育児休業などを取得する教員の心理的な負担にもなりかねないものであり、早急な改善が必要と考えております。

○木葉淳委員 昨年度初めは50名を切るような欠員の状況であったのですが、進むにつれて欠員が増えていってしまうと。その理由については、補充をなかなかしにくい状況であるということで、今はどの職種であっても人手不足と言われておりますが、教員もそういった状況であるということです。

次の質問なのですが、昨年度の休職者、それから、年度途中での定年前退職の状況について伺います。あわせて、令和3年度との比較、近年の傾向、道教委の認識について伺います。

○立花教職員課長 休職者等の状況についてでございますが、休職者の数は、令和4年度は小学校147人、中学校84人で合計231人となっているのに対し、令和3年度は小学校139人、中学校79人で合計218人であり、13人の増となっております。

また、中途退職者数は、勸奨による退職者を除き、令和4年度は小学校220人、中学校145人で合計365人となっているのに対し、令和3年度は小学校169人、中学校118人で合計287人であり、78人の増となっております。

休職者や中途退職者の増は、欠員が拡大する一因にもなっているものと考えております。

○木葉淳委員 休職者は13人の増で、中途退職者は78人の増ということでありました。

こうした中で、先ほども答弁があったように、欠員を補充することは非常に難しく、休職や中途退職をされる方が増えているので欠員が増えていってしまうということなのですが、昨年の決算特別委員会でも私は伺ったのですが、やはり、中途退職をされている方々の理由というものを聞くべきではないかと。昨年の決算特別委員会では、確認をしていないとの答弁でしたが、やはり、理由を把握することで改善することができるのではないのかなと思うのですが、

も、教員の確保につなげるという意味も込めてどのようにお考えか、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 教育部長北村英則君。

○北村教育部長 中途退職の理由の把握についてであります。近年、教員の確保が課題となる中、中途退職者の増加傾向も進んでおまして、新たな欠員を生じさせないためにも、中途退職者を抑制していくことも重要と考えております。

退職理由は個々の職員のプライバシーに関わるものであり、その全てを詳細に把握することは難しい面もございますが、昨年度からは、退職者の理解も得ながら、できる限りその理由の把握に努めてきておまして、こうした情報を分析しながら、職場環境の改善や心身の健康の一層の保持増進など、中途退職者が生じない環境の整備に努めてまいります。

○木葉淳委員 最後に、管理職の成り手不足について伺います。

昨年度の在校等時間の調査では、学校にいる時間が一番長かった方が教頭先生だったと。これはずっと変わらず、その前々回の調査でも、1日24時間ですけれども、12時間くらい教頭先生は学校にいるというような調査結果だったと思います。回を重ねるごとに改善はしてきていて、短くはなっているのですが、去年も教頭先生は大体11時間くらい学校にいるような形だったのかなというふうに思います。

そこで、まず初めに、昨年度の教頭試験の応募状況とピーク時との比較、その認識について伺います。

○立花教職員課長 教頭昇任候補者選考の状況についてでございますが、令和4年度における道内小中学校の教頭昇任候補者選考では、受検者220名に対し登録者は188名、受検倍率は1.17倍となっております。

一方、平成25年度以降において、受検者が最多となった平成28年度は、受検者262名に対し登録者は216名、倍率は1.21倍でありまして、令和4年度と平成28年度を比較すると、受検者は42名の減、倍率は0.04ポイントの減となっております。継続的、安定的に教頭を確保していくため、計画的な候補者の育成がますます重要になっていると考えております。

○木葉淳委員 1.17倍ということで、非常に成り手がいない状況は、やはり、勤務時間、学校に滞在しなければならない時間が非常に長くなっているというのがその一因にあるのではないのかなというふうに思いますが、教頭先生になった多くの方が、その後に校長となって定年退職を迎えているのではないのかなというふうに思います。

こうした中、来年の4月から定年が延長されることとなります。定年退職者が出ない年になるわけなのですけれども、定年延長となった校長の処遇とか予想される課題についてどのようにお考えか、伺います。

○久保秋雄太委員長 教職員局長谷垣朗君。

○谷垣教職員局長 定年延長に伴う校長の処遇などについてでございますが、今年度から定年年齢を65歳まで段階的に引き上げる中、校長をはじめとした管理職員については、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持する観点から、いわゆる役職定年制として、原則60歳で管理職以外の

職に降任させることとしております。

そのため、今年度以降も、毎年度、60歳に達した管理職員が降任することとなりますが、役職定年制の例外として、退職や降任に伴う管理職員の欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生じる場合には、役職定年後も管理職員として特例的に任用することができることとしておまして、こうした制度も活用しながら、必要な管理職員を配置していくこととしております。

また、一般教諭への降任に当たりましては、管理職員としての経験を学校運営に生かすことができるよう、校務分掌などでの配慮に加えまして、長時間、教壇に立つことなど、体力面、健康面での配慮なども必要と考えております。

○木葉淳委員 定年延長になれば、特例もあるということではあったのですけれども、多くの場合は降任となるというようなことなのかなと思います。そうすると、やはり、校長をしていたときは、一般職になれば仕事の内容が大きく変わります。そういうことも含めて、体力面、健康面での配慮が必要ということであります。

小学校で言えば、一般的に、子どもたちに授業するとなると、スキーやスケートをやったりとか、それから、高学年ではミシンがあつたりだとか、ピアノも弾かなければならない状況があつたり、恐らく、管理職になられたときには自分で実践していなかった英語の授業であるとか、パソコンを使った授業であるとか、そういったものも来年の4月からはやらなければならないというような状況になると思います。

やはり、授業を離れていた上に、体力面でも不安があるということで、そういった心配をされている校長先生が非常に多いのかなというふうに私は感じています。しかも、賃金的な面で見れば、今までの7割程度に下がるような状況になってしまう。今後のこうした状況を踏まえれば、私は、一層、管理職の成り手というのがいなくなってしまうのではないのかなというふうに思います。

先ほども言いましたが、降任するという非常に不安を感じている方が多い状況です。道教委として、どのように改善を図っていくのか、この点について教育長に伺いたいと思います。

○倉本教育長 管理職の確保、成り手不足に関しまして、今後の取組についてでございますが、学校の管理職員は、多様な専門性や能力を持つ教職員をチームとしてまとめ、家庭や地域の方々と協働しながら学校ビジョンを具体化していく存在であり、意欲と能力のある管理職を確保していくことは、教育活動の質を高めていく上でも極めて重要であります。

そのため、道教委では、これまでも市町村教育委員会や校長会とも連携をし、管理職候補者をリスト化するなどした上で、計画的な研修や校内人事の工夫などにより、早い段階から候補者の育成に取り組んできたほか、特に人材の確保が課題となっている教頭については、受検要件の緩和による若手の登用や、人事上の配慮などにより、昇任への意欲を高める取組を進めてまいりました。

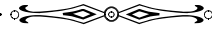
今後は、定年延長による影響なども考慮するとともに、こうした取組に加えて、働き方改革

による教頭の一層の負担軽減など、管理職の魅力ややりがいを高め、広く発信をしながら意欲のある管理職の確保に努めてまいります。

○久保秋雄太委員長 木葉委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩



午前11時34分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管に関わる質疑の続行であります。

水間健太君。

○水間健太委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいりたいと思います。

まず初めに、定時制高校についてでありますけれども、定時制高校における教育の充実について質問してまいります。

本道には、定時制課程が設置されている公立高校が40校あり、そのうち、普通科が25校、職業学科が14校、併設が1校となっています。中学校卒業生数が減少するとともに、通信制課程など多様な選択肢がある中で、定時制課程に入学する生徒は10年前と比べると減少傾向にあると考えています。

しかしながら、定時制課程は、様々な入学動機を持った生徒に対応するために大きな役割を果たしており、こうした役割を発揮するためにも、定時制課程における入学機会の確保や定時制教育の充実を検討する必要があると考えております。

定時制高校における取組等について、数点伺ってまいります。

まず初めに、最近の本道の公立高校の定時制課程における入学者数の推移について、また、どのような生徒が入学しているのかについてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 高校教育課長相馬利幸君。

○相馬高校教育課長 定時制課程の入学者の状況についてであります。10年前の平成26年度の入学者数は全道で1169名であり、平成30年度まではおおむね1000人前後で推移してまいりましたが、平成31年度に800人台となり、本年度の入学者は870名であり、そのうち、石狩管内は約54%、それ以外の管内は約46%となっております。

また、生徒の状況としましては、勤労青年が減少する一方で、全日制課程の中途退学者や中学校等において不登校経験がある生徒、外国籍の生徒など、様々な入学動機や背景を持つ生徒が在籍しているところでございます。

○水間健太委員 多様なニーズを持つ生徒が入学していることを踏まえて、各学校において様々な取組が行われていると思います。

道教委では、定時制教育における改善充実を図るために、令和4年度は定時制・通信制パワーアップ事業を実施しているというふうに承知しておりますが、その事業の概要についてお伺いを

いたします。

○相馬高校教育課長 定時制・通信制パワーアップ事業についてであります。道教委では、定時制や通信制において様々な入学動機や学習歴を持つ生徒が学んでいることを踏まえ、多様なニーズに対応した定時制・通信制教育の改善充実に向けた実践研究を行うことを目的に、平成23年度から北海道高等学校定時制・通信制パワーアップ事業を実施しております。

令和4年度は、定時制・通信制課程の道立高校2校を研究推進校に指定し、4年間を見通したキャリア教育プログラムの開発や、ICT機器を活用した効果的な学習指導方法に関する研究などを進めており、本年度の研究推進校では、定時制課程は、特別な教育的支援を必要とする生徒への指導の充実、通信制課程は、協力校に在籍する生徒の学習の質の向上を研究課題として取り組んでいるところでございます。

○水間健太委員 定時制高校における入学機会の確保についてでありますけれども、中学校では不登校であったり、一度高校に入学したものの、様々な事情によって退学をしたり、中学校卒業後に一度就職したものの退職し、新たに資格や技術を習得するため学校で学びたいと希望するなど、多様な生徒がいる中、学びたいという意欲のある生徒には、学ぶ機会を保障することが必要であると考えています。そのためには、定時制高校には、様々な入学機会があるべきだというふうに私は考えております。

現行の制度における定時制高校への入学機会について何うとともに、入学者選抜の複数実施や入学時期を4月末とするなど、一層の多様化を検討するべきと考えますが、道教委の見解を併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 学力向上推進課長兼ICT教育推進課長高橋宏明君。

○高橋学力向上推進課長兼ICT教育推進課長 入学機会の確保についてであります。道内の公立高校定時制課程の入学者選抜については、これまでの一般入学者選抜や第2次募集に加え、令和4年度から推薦入学者選抜を新たに実施し、入学者選抜の受検機会を拡大したほか、北海道有朋高等学校など単位制を導入している札幌市内の2校を除く全道の定時制高校においては、従来から、第2次募集終了後も4月12日まで個別に入学者選抜を実施することができるなど、柔軟な受け入れが可能な制度としております。

なお、単位の修得に必要な授業時間数の確保など教育課程上の課題を考慮すると、例えば、年間を通じた入学機会の設定などについては検討が必要であると考えております。

○水間健太委員 今、有朋高校についての例を挙げていただきまして、4月12日まで入学可能というふうにしていますけれども、私の質問の中で、4月末の入学について検討が必要という話をしましたけれども、これについてできるのか、できないのか。また、できないのであれば、どのような課題があって、どのような検討をすればできるようになるのか、道教委の見解と併せて伺います。

○高橋学力向上推進課長兼ICT教育推進課長 入学機会の確保についてであります。高等学校においては、全日制及び定時制の課程の場合、1単位当たり35単位時間の授業を行うことが標

【第2分科会 11月14日 第5号】

準とされており、各学校ではこれに基づき教育課程を編成しております。

このことから、例えば、入学時期を4月末とする場合、標準とされている授業時間数を確保することが前提となりますが、こうした課題を解決することができれば、より柔軟な入学機会の設定が可能であると考えております。

○水間健太委員 設定が可能であるというような可能性の答弁がありました。今、定時制の柔軟な入学について質問させていただきましたけれども、最初の質問に対して、石狩管内は54%という答弁がありました。札幌市に限ると、さらに札幌市の割合が高くなるのかな、地方の割合が低くなるのかなと思います。都市部に近い子どもにとっては、学習の機会にアクセスする方法というのはたくさんあるのかもしれないですけども、地方においては、学習にアクセスする機会を確保するのがなかなか難しいというふうに思います。そういった中においては、北海道内のどこに住んでいても学びにアクセスできる入学の機会も含めて、さらなる工夫が必要であるということを指摘させていただきます。

続いて、学校施設の整備についての質問に移ります。

児童生徒が安心して学びに取り組むためにも、学校施設等の環境整備は大変重要であると考えます。令和3年時点で道立学校施設の65%が築30年以上となっていると伺っており、今後、老朽化に伴う施設整備が課題となることが想定される中、道教委のこれまでの取組や今後の対応などについて、以下、伺ってまいります。

令和4年度の道立学校の施設整備に関する経費について、予算額、決算額と執行残の金額を伺います。

また、執行残について、老朽化対策などの必要な整備に活用できないのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 施設課長金田敦史君。

○金田施設課長 道立学校の施設整備予算の執行状況についてであります。令和4年度の高等学校に係る施設整備の予算額は約58億8500万円、決算額は約54億1600万円、執行残は約4億6900万円となっております。

また、特別支援学校に係る施設整備の予算額は約17億3600万円、決算額は約15億6300万円、執行残は約1億7300万円となっております。

施設整備に係る予算の財源につきましては、国の交付金や道債を活用しております。その使用目的が限定されておりますことから、執行残を目的外の施設整備に充当することは困難でございます。

○水間健太委員 道教委では、令和3年12月に北海道立学校施設長寿命化計画を策定して、施設の長寿命化を進めることとしています。令和4年度における長寿命化改修など、施設整備の実施校数について伺います。

また、今後の老朽化対策は、学校の在り方や将来の配置なども踏まえ、計画的に進めることが必要と考えますが、道教委としてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○金田施設課長 長寿命化改修などの状況についてであります。令和4年度における施設整備の実施校数は、長寿命化改修工事が高等学校5校、大規模改造工事が高等学校5校、特別支援学校4校、校舎改築工事が高等学校2校などとなっております。

道教委といたしましては、北海道立学校施設長寿命化計画において、従来の改築を基本とした施設の整備手法から、長寿命化改修を基本とした方向性への転換を図ることとしておりまして、今後も、北海道インフラ長寿命化計画や、これからの高校づくりに関する指針及び特別支援教育に関する基本方針を踏まえ、持続可能なメンテナンスサイクルの構築や施設機能の維持向上を図りながら、児童生徒にとって良好な教育環境となるよう施設整備に努めてまいります。

○水間健太委員 施設設備の維持も大切でありますけれども、単に保全するだけではなくて、教育的な観点も踏まえた整備も必要であるというふうに思っています。

デジタルトランスフォーメーションの進展やラピダスの進出など、本道の産業構造の変化に合わせて、教育内容の進化や施設設備の整備を進めることが必要と考えますが、道教委の見解をお伺いいたします。

○相馬高校教育課長 先端設備等の整備についてであります。道教委では、令和3年度に、国のデジタル化対応産業教育設備整備事業を活用し、各専門高校に、3Dプリンターや3D-CADシステム、操船シミュレータなど、デジタル化に対応した産業教育設備を約19億円かけて整備したところであります。

各専門高校では、実習等において、3Dプリンターを用いた特殊部品の製作や、3D-CADシステムを使用し、建築物を立体的に設計するなど、専門的な知識、技術を習得する学習に取り組んでおります。

各学校では、今後も先端技術に対応する産業教育設備を活用した学習に取り組むこととしており、道教委では、社会状況の変化に対応した設備の更新を行うことができるよう、国に対し補助制度の新設等の財政支援を要望するなど、引き続き、デジタル化に対応した学習環境の充実に努めてまいります。

○水間健太委員 続いて、特別支援学校の狭隘化対策についてでありますけれども、特別支援学校では、児童生徒の増加に伴う狭隘化についても速やかな対応が必要となってきていると思います。

令和4年度と令和5年度において、普通教室が当初の建築時と比較して不足している学校はそれぞれ何校あるのか、また、これまでどのように対応してきたのか、伺います。

例えば、中卒者数の減少に伴い募集停止となった高等学校の活用など、将来の学校配置を踏まえた整備の検討も必要と考えますが、今後の狭隘化対策にどのように取り組むのか、併せてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 道立学校配置・制度担当局長齊藤順二君。

○齊藤道立学校配置・制度担当局長 特別支援学校の教室不足についてであります。設計上の普通教室数を上回る人数の児童生徒が在籍し、教室不足となっている道立特別支援学校は、令和

【第2分科会 11月14日 第5号】

4年度が67校のうち17校で、本年度は66校のうち16校となっております。

こうした学校における教室不足対策として、これまで、普通教室を間仕切りして使用することや、理科室など特別教室の普通教室への転用、通学区域の見直し、校舎の増築、さらには、既存施設を活用した学校の新設を行うなどして対応してきているところであります。

今後も、児童生徒数の推移や施設の老朽化の状況、学校、地域の実情、近隣の学校配置の状況等を総合的に勘案しながら検討し、空き校舎や空き教室の活用なども含め、教室不足解消に向けた対策を講じてまいります。

○水間健太委員 続いて、脱炭素化への対応についてでありますけれども、老朽化への対策とともに、照明LED化や再生可能エネルギーの導入、また、木質化などの脱炭素化に対応する施設整備も必要であると考えます。北海道が進めるゼロカーボンの取組について、児童生徒が考える生きた教材としても有効ではないかというふうに考えております。

道教委としては、今後、脱炭素化に向けた対応についてどのように取り組む考えなのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 総務政策局長伊賀治康君。

○伊賀総務政策局長 脱炭素化への対応についてでございますが、ゼロカーボン北海道推進計画では、環境と経済社会が調和しながら成長を続ける北の大地・ゼロカーボン北海道を実現し、道民が健康で快適に過ごすことができ、真に豊かで誇りを持てる社会を次の世代につなげていくこととされております。

そのため、道教委では、持続可能な教育環境などの実現に向けまして、大規模改造、長寿命化改修等を通じ、道立学校施設の照明LED化など、ゼロカーボン北海道に資する取組を進めております。

今後とも、子どもたちが脱炭素を意識した校舎を利用することなどを通して、地球環境について理解を深め、環境を守るための行動を取ることができるよう教育環境整備に努めてまいります。

○水間健太委員 道立学校の施設設備については、老朽化のほかにも、脱炭素化や、さきの定例会で議論した空調設備の設置など、様々な課題があるというふうに思います。

例えば、総合教育会議を活用するなどして、知事とも問題意識を共有しながら整備に取り組む必要があると考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 道立学校の施設整備についてであります。全国を上回るスピードで人口減少が進行する本道においては、公共施設等の長寿命化、脱炭素化や暑さ対策などのための必要な機能の適正化など、戦略的な管理を進め、維持管理、更新等に係るコストを縮減、平準化する取組が急務となっております。

こうした中、多額の予算を要する空調設備の整備については、国の支援が必要不可欠であることから、先月、知事と共に財政支援の拡充について国へ要請をいたしました。

道教委といたしましては、引き続き、良好な教育環境の確保に向け、様々な機会を通じて知事とも課題意識を共有し、学校施設の整備に取り組んでまいります。

○水間健太委員 委員長、次の質問に移る前に、先ほどの定時制高校についての質問でもう一つ質問したいことがあったのですが、よろしいですか。

すみません。

先ほどの定時制高校の質問について、私の思いを伝えることにちょっと集中し過ぎまして、一つ大事なことを質問し忘れてました。

先ほど、定時制高校における入学機会の確保に関して、4月末の入学機会の設定について質問し、また御答弁もいただきましたけれども、4月以外の入学機会の確保も含め、定時制高校における教育の充実をより図っていくことが必要と思います。

今後、道教委として、どのように定時制高校における教育の充実について取組を進めていくのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 定時制高校における教育の充実についてでございますが、まず、4月以外の入学機会の確保につきましては、単位制による課程に変更した上で、教育課程編成・実施上の工夫が必要となりますことから、現在、単位制を導入している北海道有朋高校の実践例や運用状況を他の定時制高校に周知をしてまいります。

また、道教委では、各学校に対し、生徒の多様なニーズに応えることができるよう、通常4年で終了する教育課程を3年で終了することも可能な三修制の導入を促すことや、特別な教育的支援を必要とする生徒が在籍する学校に支援員を配置したり、帰国・外国人生徒など日本語指導が必要な生徒が在籍する学校に非常勤講師を配置するなどの支援を行ってきており、今後も、各学校において、多様な生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな対応がなされるよう指導助言し、定時制教育のさらなる充実に向けて取り組んでまいります。

○水間健太委員 失礼いたしました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

特別支援教育センターについて伺ってまいります。近年、特別支援教育への理解の深まりなどにより、特別支援学校をはじめ、特別支援学級や通級による指導を受けている子どもたちの割合は増加傾向にあると聞いております。また、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちの割合も増加傾向にあるというふうに聞いております。

特別な支援を必要とする子どもたちが増加する中、広域な本道において、いずれの地域、学校でもひとしく専門性の高い特別支援教育を受けることができるよう、教職員への研修や保護者等への教育相談等の充実を図ることが、これまで以上に重要であると考えております。

そこで、本道における特別支援教育の専門機関として、研修、相談等を実施している北海道立特別支援教育センターについて伺ってまいります。

まず初めに、道立特別支援教育センターの設置目的と、その機能についてお伺いをいたしま

す。

○久保秋雄太委員長 特別支援教育課長大畑明美君。

○大畑特別支援教育課長 設置目的などについてであります。特別支援教育センターは、北海道における特別支援教育の振興を図ることを目的として設置され、その事業として、特別支援教育に関する相談対応、特別支援教育に関する専門的な調査研究、教職員の特別支援教育の研究の相談対応、教職員の研修、特別支援教育に関する資料の収集及び保存などを行っています。

○水間健太委員 次に、道立特別支援教育センターでは、教職員の指導力向上のための研修を実施しておりますけれども、令和4年度はどのような研修を実施しているのか、その実績について伺います。

また、受講を希望されている教員が増加していると聞いておりますけれども、令和5年度の研修について、定員と参加申込みの状況についてお伺いをいたします。

○大畑特別支援教育課長 研修実績等についてであります。特別支援教育センターの研修は、教職員が来所する集合研修、オンラインを活用した遠隔研修、動画配信による研修のほか、センター所員を派遣する研修があり、障がいの状態等に応じた基礎的、専門的な研修講座、教職員及び学校の個別の課題に応じた自主的研修講座、学校等からの依頼による研修支援などを行っています。

令和4年度は、基礎的・専門的研修講座に438名、自主的研修講座に405名、派遣等による研修支援に2151名が参加し、さらに、遠隔による研修支援に2909名が参加し、配信は1254名が視聴しました。

また、令和5年度は、4月から9月までの上半期の実績として、基礎的・専門的研修講座が定員110名で129名の参加、自主的研修講座が定員590名で719名、派遣等による研修支援が1605名、さらに、遠隔による研修支援は460名が参加し、配信は920名が視聴しました。

○水間健太委員 本人はもとより、保護者の心情に寄り添い、その不安や悩みを受け止め、専門的な知見から助言することができる教育相談は大切であるというふうに思います。

道立特別支援教育センターでは、どのような教育相談を実施しているのか、令和4年度の実績について伺います。また、令和5年度の取組についても、併せてお伺いをいたします。

○大畑特別支援教育課長 教育相談についてであります。特別支援教育に対する理解の深まりや専門的な支援を必要とする保護者の相談に対するニーズは増しており、特別支援教育センターでは、来所相談や電話・メール相談のほか、学校に出向く訪問相談やオンラインによる遠隔相談、各地域に会場を設けて行う巡回相談を実施しています。

令和4年度の相談実績は、来所相談が67件、電話・メール相談が396件、訪問・遠隔相談が32件、巡回相談は20会場で306件、合計で801件の実績となっています。

また、令和5年度は、上半期の相談実績で、来所相談が41件、電話・メール相談が213件、訪問・遠隔相談が9件となっているほか、巡回相談は、会場を26会場に拡充し、470件の教育相談に対応したところです。

○水間健太委員 オンラインを活用した取組についてお伺いいたしますけれども、コロナ禍を経て、道立特別支援教育センターにおいても、従前から行われてきた対面による取組のほか、オンラインを活用した研修や相談も進んできたと思います。広域な本道においては、オンラインを活用した取組は大変有効である一方、対面とオンライン、双方のメリット、デメリットを理解した上で取り組む必要があると思います。

道立特別支援教育センターでのオンラインの活用による研修、及び、相談に関する取組の状況についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 特別支援教育担当局長堀籠康行君。

○堀籠特別支援教育担当局長 オンラインの活用についてであります。オンラインによる研修や相談は、研修を受講する教職員や相談を希望する保護者の負担を軽減する意味で大きなメリットがあると認識しています。

一方、デメリットとしては、教育相談において、帯同する子どもの障がいの状態、及び、必要となる支援の見極めが難しいことや、対面と比較して相談者とのコミュニケーションが図りにくいことなどがあります。

そのため、研修においては、オンラインと集合、派遣等による研修を組み合わせる方法を実施しているほか、教育相談においては、対面相談後の継続相談による支援をオンラインで実施するなど、コミュニケーションの確保等に向けた工夫を講じているところであります。

○水間健太委員 それでは、今後の道立特別支援教育センターについて伺ってまいりますけれども、道立特別支援教育センターでは、限られた人員や予算、時間の中で、教職員等への研修、保護者等への教育相談、さらには、教育課題についての研究や情報発信など、本道における特別支援教育の充実のため大きな役割を果たしていると考えます。

特別な支援を必要とする子どもたちが増加傾向にある中、今後、その役割はますます重要になってくると考えますが、道教委として、本道の特別支援教育に関する専門的な機関である道立特別支援教育センターの今後の役割について、どのように認識をしており、その充実に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○山本学校教育監 今後の取組についてでございますが、障がいのある子ども一人一人の幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実や、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のためには、各地域における研修や相談機能を支援する特別支援教育センターの果たす役割は極めて重要でございます。

特別支援教育センターでは、これまでの取組に加えまして、今後は、小中学校、高等学校など全ての教職員及び市町村教育委員会などへの専門性向上のための研修、保護者や地域住民の方々に対する特別支援教育の理解促進、オンラインを併用した継続支援のための教育相談などについての充実を図ることとしており、道教委といたしましては、特別支援教育センターが、各地域の主体的な取組を支援するとともに、本道の特別支援教育の中核的な機関としての役割を担うことができるよう、引き続き、連携協力してまいります。

○水間健太委員 それでは、続いて、キャリア教育について伺ってまいります。

産業構造や仕事の内容が急速かつ絶えず変化する中、高校においては、地域の企業と連携して取り組むインターンシップを充実させて職業理解を深めるなど、キャリア教育を充実することが大切だと考えます。

こうした中、道教委では、新規学卒者就職対策推進費として、令和4年度は5000万円余りを計上し、高校生の望ましい勤労観、職業観を醸成するキャリア教育の充実について取り組んでいると承知をしております。

高校におけるキャリア教育に関する道教委の取組について、数点伺ってまいります。

まず初めに、インターンシップの実施状況についてでありますけれども、道教委は、生徒が在学中に自らの学習内容や将来の進路等に関連した就業体験を行う、いわゆるインターンシップなどの体験的な学習活動を、令和4年度までに、普通科を含む全ての道立高校の生徒が経験することを目標としてきました。

昨年度の予算の執行状況と、具体的な取組及びその成果についてお伺いをいたします。

○相馬高校教育課長 インターンシップの実施状況についてであります。道教委が実施した調査では、地域の商工会議所などの関係機関と連携し、生徒の希望する職種の受入先企業を新たに開拓するなど、地域と一体となってインターンシップを実施した学校があった一方で、コロナ禍により実施を取りやめた学校もあったことから、令和5年3月に卒業した生徒のうち、インターンシップを含む体験的な学習活動を行った生徒は約4割にとどまっており、昨年度の予算執行状況は、予算額約440万円に対し約330万円の執行でありました。

実施した学校からは、生徒の感想として、進路意識が明確になった、自己理解を深めることができた、また、受入れ事業所の意見として、学校や生徒に事業内容を理解してもらえるよい機会になったなどの報告があり、生徒の多様なキャリア形成につながったものと認識しております。

○水間健太委員 道教委では、インターンシップの推進のほか、各教育局にキャリアプランニングスーパーバイザーを配置して、高校生に職業理解を深めるための相談業務などを行っているというふうに聞いております。

キャリアプランニングスーパーバイザーに関する昨年度の予算の執行状況と、具体的な取組及びその成果についてお伺いをいたします。

○相馬高校教育課長 キャリアプランニングスーパーバイザー、いわゆる進路相談員についてであります。キャリアプランニングスーパーバイザーは、地域の企業への訪問による求人開拓や学校への求人情報の提供、就職を希望する生徒の進路相談、生徒や保護者を対象とした進路説明会の講師などを担っており、昨年度は、全教育局の14名が延べ1324社への企業訪問、66回のインターンシップ受入先への訪問、783回の学校訪問など、学校や関係機関等と連携し、就職を希望する生徒への支援を行い、予算額約4400万円に対し約4100万円を執行したところであります。

こうした取組による成果としましては、職場の雰囲気や労働環境などの企業情報や、仕事の悩みを相談できる関係機関の情報等を生徒に提供したことで、多くの生徒から、就職後の不安が払

拭できたなどの感想が寄せられるなど、一人一人の希望を尊重したきめ細かな進路指導が実現できているものと認識しております。

○水間健太委員 専門高校はもとより、普通科の高校においても、早い段階から地域の企業に対する理解を深めるために、インターンシップをはじめとした学校と地域が一体となった組織的かつ計画的なキャリア教育が必要であるというふうに考えております。

キャリア教育について、どのような課題があると認識しているのか、お伺いをいたします。

○相馬高校教育課長 キャリア教育の課題についてであります。北海道労働局が発表している新規高卒就職者の離職状況によると、北海道においては、高校を卒業して就職後3年以内に離職する割合が40%程度と、全国の約36%と比較して高い状況にあることから、各学校においては、離職の防止に向けて、職業理解を深めるためのインターンシップ等の体験的な学習活動や、就職を希望する企業の応募前職場見学を実施するなど、社会との接続を意識した体系的なキャリア教育に取り組む必要があります。

また、道立高校の普通科では、在学中にインターンシップを行う生徒の割合が職業学科に比べて低く、学科間で取組に差が見られることから、進学希望者が多い普通科高校においても、大学、大学院等での学習や研究経験を必要とする職業に焦点を当てたアカデミック・インターンシップを実施するなどして、進学希望者も含む職業教育の充実に取り組む必要がございます。

○水間健太委員 続いて、産業構造の変化に対する対応についてお伺いしてまいりますけれども、本道においては、今後、次世代半導体製造拠点の立地や洋上風力発電の導入拡大など、産業構造の変化が続くことが予想されます。

こうした中、多くの方は人生の中で職業人として長い時間を過ごすことになることから、生徒一人一人が新たな産業に対する職業理解を深めることが重要であると考えますが、道教委としてはどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 指導担当局長山城宏一君。

○山城指導担当局長 新たな産業への対応についてであります。技術革新や情報技術の進展等に伴い、本道においても、先端半導体や洋上風力発電、データセンターなどの新たな産業の創造が進んでおり、それに伴い企業の在り方や業務内容等も変化していくことから、生徒や教員の社会の変化に応じた職業理解をより一層深める取組が必要です。

こうしたことから、道教委では、これまで以上に新たな産業に対する理解を深めるため、企業の役員や社員を外部講師とする生徒向け出前授業や教員向けセミナーを実施するなど、知事部局や産業界などの関係機関等と緊密に連携し、産業構造や仕事の変化に対応した勤労観、職業観を育成するキャリア教育を推進してまいります。

○水間健太委員 それでは、今後のキャリア教育についてお伺いいたしますが、北海道労働局の調査では、道内の高卒者のうち約4割、また、大卒者の3人に1人が3年以内に離職しているとされています。生徒一人一人が社会の変化に対応し、自分らしい生き方が実現できるよう、今後も学校と地域が一体となったキャリア教育が必要であると考えます。

道教委として、今後のキャリア教育をどのように推進していくのか、お伺いをいたします。

○倉本教育長 今後のキャリア教育についてであります。各学校では、生徒の勤労観や職業観を育成するため、地元企業の方による講話や、実際の社会活動、経済活動の見学など、実践的で体験的なキャリア教育を推進しており、道教委といたしましても、地元企業の方々との懇談機会の設定や、建設現場における見学会などの職業理解に向けた効果的な取組をまとめた就職指導実践事例集を作成し、全ての高校に配付するなどして、キャリア教育の充実に向けた取組を進めているところです。

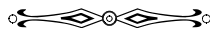
現在、コロナ禍により減少しておりました企業のインターンシップ受入れが回復をしてきたことから、今後は、高校生の就業体験活動の充実に向け、関係機関などと連携をした会議において、経済団体などに対し、インターンシップにおける新たな業種の拡大を要請するほか、各教育局のキャリアプランニングスーパーバイザーによるインターンシップの充実に向けた企業等への働きかけなど、生徒一人一人が持つ可能性や能力をさらに高めるキャリア教育を推進し、地域を担う人材の育成を進めてまいります。

○水間健太委員 以上です。

○久保秋雄太委員長 水間委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時17分休憩



午後1時22分開議

○鈴木一磨副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管に関わる質疑の続行であります。

平出陽子君。

○平出陽子委員 私は、通告に従いまして、インクルーシブ教育と教職員の働き方改革について、以下、質問してまいります。

先ほど、水間委員から、特別支援教育センターについての質問がありました。私は、水間さんとは、考え方が、若干というより大分違うのでありますが、先ほどの道教委の答弁の中で、特別支援教育という言葉を一ぱい使って答弁していたのだけれども、最後に1回だけ、インクルーシブ教育システムという言葉があったのです。これまで、インクルーシブ教育という言葉は道教委はあまり使わなかったのだけれども、使わざるを得ないような状況になってきたのだと思います。私は、このインクルーシブ教育という言葉を使ったということだけでも評価したいと思います。

しかしながら、去年の9月に、国連から日本の教育について勧告されました。日本の教育は、インクルーシブ教育の権利を保障すべきであるという勧告がありました。時の文科大臣は、日本の特別支援学校における教育は継続をする、そのような旨の答弁をいたしましたので、文科省の系統である道教委は、特別支援学校については否定することはできないし、その教育を継続するとい

うことは大多数の考えでありますので、認めざるを得ないと、私はそういうような考えです。皆さんがそこを推進していくという立場は分かります。それも尊重いたします。多数派ですからね。特別支援学校に入学させたいという親御さんも多くいますので、そのことは否定をいたしません、現在はね。

でも、少数派であります、インクルージョン、つまり、障がいがあっても包み込む教育を求める親御さんがいらっしゃいます。そして、インクルージョン、インクルーシブ教育の反対語は、エクスクルージョン、エクスクルーシブというようであります。反対語でありますから、包み込むという意味ではなくて、包み込まない、つまり、分ける、分離するという教育です。

そのことについてここで議論しますと平行線でありますから、そのことは今あえて質問はいたしません。少数派でありますけれども、親御さんが望むインクルーシブ教育についてどのように推進していこうとしているのか、道教委の意見を聞きたくて質問いたします。

最初の質問でありますけれども、先ほど若干答えも出ていましたけれども、5年前と比べると、2022年度の児童生徒のうち、障がいがある子どもの占める割合は、在籍している全児童生徒数に対してどのように変化しているのか、校種別に伺います。

○鈴木一磨副委員長 特別支援教育課長大畑明美君。

○大畑特別支援教育課長 特別な教育的支援を必要とする児童生徒についてであります、道教委が毎年度実施している「特別支援教育体制整備に関する調査」では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の全在籍者数に占める割合として、小学校の通常学級では、平成30年度の6.5%から令和4年度の8.8%へ2.3ポイント増、特別支援学級では、4.0%から5.8%へ1.8ポイントの増、中学校の通常学級では、2.6%から3.1%へ0.5ポイントの増、特別支援学級では、3.4%から4.6%へ1.2ポイントの増、高等学校では、平成30年度、令和4年度とも0.8%となっております。

また、特別支援学校の場合は、全児童生徒が特別な教育的支援を必要としています。

○平出陽子委員 訪問教育について伺います。

昭和で言いますと昭和54年度、1979年度から養護学校の義務化が始まり、そのときに訪問教育も始まったわけであり、現在も訪問教育制度というのはあるのですが、障がいのある児童生徒の保護者の皆さんに、そのような制度があるということがどのように伝わっているのか、ちょっと疑問符がつくようなところもあるものですから、どのようにこの制度が保護者のほうに伝わっているのか、伺います。

そして、まだ就学猶予とか就学免除を選択している保護者の皆さんもいるのですね。そのことに対して、小学校に入学するときに免除、猶予するということを決めたとしても、それが18歳になるまで続くわけじゃないので、その都度というか、折を見て、教育支援委員会を持っている町教委や市教委のほうから、保護者に伝えるべきだと思うのです、訪問教育がありますよということ。こういう制度がありますよということ伝えるべきだと思うのでありますけれども、その点についてどのように周知しているのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 特別支援教育担当局長堀籠康行君。

○堀籠特別支援教育担当局長 保護者への周知についてであります。道教委では、毎年度、市町村教育委員会の担当者を対象とした就学事務担当者等研修会を実施し、その中で、障がいの状態により学校に通うことが難しい場合は、特別支援学校の教員が自宅などに出向いて指導する訪問教育があることを説明しており、子どもの就学先を決定する市町村教育委員会から就学時の子どもを持つ保護者に周知されていると認識しております。

また、道教委における本年度からの取組として、保護者が子どもの就学先について理解を深めることができるよう、就学の仕組みを説明した保護者向けリーフレットを作成し、配付したところであり、各市町村に対し、様々な機会を捉えて保護者への周知を図るよう活用を促しているところでもあります。

○平出陽子委員 道教委はそのように答えるけれども、受ける側の地教委は何かよく分からないところが多いのですよ。そういうような研修はあるのだろうかというような顔をしたり、それから、一回言ったから、保護者が選択を変更しないからいいのじゃないかというようなことを言わんばかりに考えているような地教委が多いのです。文科省も、訪問教育制度があるということを周知するように言っていますので、そのところは徹底してもらいたいということをあえて付け加えたいと思います。

3問目に行きます。

先ほど言いましたように、障がいがある子どもの保護者の皆さんの中には、少数派ではありませんが、普通学級で学ばせたい、通常学級と言うのでしょうか、通常学校と言うのでしょうか、そこで学ばせたいというような親御さんがいますので、以下、インクルーシブ教育について質問してまいります。

このインクルーシブ教育を理解するためには、研修が全てとは言いませんけれども、やっぱり、研修が必要だと思うのですね。

ですから、まず、管理職はどうなっているのだろうかということで、管理職教育について、管理職の皆さんは研修を受けているのかどうか。いや、していますよと言うのですけれども、現場ではどのような状況になっているのか、疑問符がいっぱいつくわけであります。新人の管理職の人たちだけにやるのか、ウェブ開催なのか、リアル開催なのか、講師を誰にするのかということも含めまして、どのようになっているのか、伺います。

○大畑特別支援教育課長 管理職研修についてであります。道教委では、特別支援教育センターの自主的研修コースにおいて、管理職を対象とした、通常の学級における特別支援教育コースを令和4年度から実施しており、昨年度は、本年1月にオンラインで開催し、本年度も1月に開催する予定です。

この研修においては、学校全体で特別支援教育を進めていくための校内体制の構築やカリキュラムマネジメント、教職員の専門性向上等について講義や協議を通して理解を深めるものであり、講師については、大学教員及び特別支援教育センター職員が担っています。

○平出陽子委員 自主的研修の中に含まれていると。つまり、関心のある人が参加するという研

修の中にしか含まれていないのですよね。

道教委が、インクルーシブ教育のシステムについて、現場の先生たちに理解してもらう、まずは校長からと言ったって、関心のある先生が参加する、それもオンラインである、初めて受けるから何だかぴんとこない、そういうような現状であります。

では、その校長さんは関心のある方だからまだいいのでしょうかけれども、自分が勤めている学校に帰ってから職員さんにどのように還元しているのか、伺います。

○大畑特別支援教育課長 研修内容の校内への周知についてであります。ほぼ全ての学校において、校内研修で、特別な教育的支援を必要とする子どもの事例研究や校内体制構築のための協議等を行っており、こうした機会を活用して周知を図っているものと認識しています。

○平出陽子委員 周知を図っているものと認識していますと。認識するのは道教委のほうでありますからね。

私は、日曜日に、地元の函館でインクルーシブ教育の学習会というのを開催したのですよ。講師をお願いして、渡島の教育局の方にしてもらったのですが、その中で、インクルーシブ教育を進めておりますという説明をしたら、手を挙げた先生がいて、そういうようになっているとは知らなかった、それなら自分も研修をしたい、研修の連絡があったのかどうかという意見があったのですよ。ということは、進めておりますとか、進めているはずでございますという答弁があっても、うちの学校ではインクルーシブ教育をやっていますよと言う人は、その学習会のときには誰もいなかったのですよ。ということは、やっていないほうが多いのだらうと思います。それが実態なのであります。

次の質問に行きますけれども、インクルーシブ教育システムという中で、個別の教育支援計画とか個別の指導計画をつくっているわけですが、その作成の仕方とか、そういうのが研修の中にあるのかも分からないし、それを徹底しているのかも分かりません。しかし、それよりも何よりも、私は、インクルーシブ教育とは何ぞやと、そして、今までの特別支援教育とは違うのだぞということ、そのことが含まれた、つまり、人権尊重の気持ちが含まれているインクルーシブ教育が必要だと思うのであります。

教育支援計画などに関して、確認の意味も含めてでありますけれども、その研修内容についてもう一度伺います。

○鈴木一磨副委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 個別の教育支援計画などについてでございますが、特別な教育的支援を必要とする児童生徒については、学校生活だけではなく、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要でございます。

このため、家庭や医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携をし、様々な側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成、活用しつつ必要な支援を行うことが有効であります。その内容には、多くの個人情報を含むため、計画を作成する際には、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を説明し理解を得ることですとか、第三者に引き継ぐ場合は、あらかじめ同意を得るな

ど、児童生徒や保護者の人権に十分配慮する必要があることについて、特別支援教育基本セミナーなどの研修を通じて理解を深めておりました、今後も児童生徒等の人権を尊重することについて、継続して指導助言してまいります。

○平出陽子委員 ということは、今の答弁としては、いや、大丈夫です、人権教育をしております、基本はちゃんとやっていますよということなのだろうと思います。

人権教育という難しい言葉を使いましたけれども、これは、その先生の考え方なのです。人権教育と銘打たなくても、我がクラスに、障がいがある子、ない子が入り混じったクラス編成であるならば、これを一つの集団としてどう指導していくのか、子どもたちをどう活動させていくのかということは、人権教育ということを暗記してしゃべるのではなくて、その先生の意識があるかどうかなのです。つまり、学級経営の問題なのです。学級づくりの問題なのです。

ですから、私は、研修をするように要求しましたよ。しかし、頭の上をすっと通り越すような研修ではなくて、身をもって自分の血となり肉となるような研修でなければなりません。人権尊重ということが根底にあれば、もしかしたら研修はしなくてもいいのかも分かりません。でも、基礎的な知識は必要であるので、研修をしないよりはしたほうがいいと思います。そういうようなことをあえて指摘をしておきたいと思います。

次は、コーディネーターについて伺います。

コーディネーターは、各学校に配置されているはずなのですが、道内の全部の小学校、中学校、高校に配置されているのか、伺います。

○大畑特別支援教育課長 コーディネーターの指名状況についてであります、特別支援教育コーディネーターは、平成19年施行の改正学校教育法や、これを受けた学習指導要領の改訂により校務分掌に位置づけることとされ、現在、道内の全ての公立学校において指名されています。

○平出陽子委員 全ての学校、小さい学校にもコーディネーターが配置されているということなのですが、コーディネーターをどのようにして採用しようとしているのか、伺いたいと思います。

○大畑特別支援教育課長 コーディネーターの資格等についてであります、国の教育支援体制整備ガイドラインでは、特別支援教育コーディネーターの指名に当たっては、その配慮事項として、特別支援教育について意欲があり、学校全体及び関係機関との連携協力に配慮ができ、必要な支援を行うために教職員の力を結集できる力量を有する人材を校長が指名するとされており、各学校においては、こうした考えの下でコーディネーターの指名を行っている認識しています。

○平出陽子委員 各学校の先生たちに指導できるような力量を持っている人をコーディネーターにしているのですね。ううんとうなりたような、そんな方たちの話も聞きますよ。具体的なことは今回の決算特別委員会では質問いたしません。次回の予算特別委員会に回したいと思いますが、そういうような状況なのが現状であります。学校ではそういうように決めているということですね。

それでは、ちょっと一つ飛ばしますけれども、インクルーシブ教育の推進と言っても、教育現場では、試行錯誤しているというよりも、まだ意味不明、そして、その前の段階かも分からないと私は思うのですよ。自分が担任しているクラスに、障がいがある子、または、あると思われる子どもが入学してきた場合、入っている場合は必死になりますけれども、そうじゃないと、何となくぴんとこないかも分かりませんね。ですから、コーディネーターの役割は重要であるのですけれども、そのコーディネーターの人は、力量に足る人を校長さんが選ぶということなのですから、本当に力量のある人が入っているのかなと私は思うのですよね。

そして、なおかつ、教職員から信頼されている人がついているのかどうかということは、私も、うんというような、うんとうならざるを得ないような現状を見聞きしているものですから、そのことについて具体的に各学校でどのように任命しているのだろうか、それについて再度伺います。

○堀籠特別支援教育担当局長 コーディネーターの役割についてであります。道教委では、特別支援教育コーディネーターを対象とする研修として、特別支援教育コーディネーター基本コースと特別支援教育充実セミナーを行っており、この中で、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある多様な学び場の整備充実、校内支援体制の充実、関係機関と連携した支援体制の整備などについて理解促進に取り組んでおり、こうした研修等を通じて、指名後に専門性の向上に取り組むケースもあります。

また、学校によっては、複数の特別支援教育コーディネーターを指名し、校内支援体制の強化や人材育成、円滑な引継ぎ等を進めているケースもございます。

○平出陽子委員 では、特別支援教育支援員について伺います。

支援員は、各市町村などの学校設置者のところで決めるわけですが、資格はどのようなのかとか、そういうようなことについて伺っていきたくと思いますが、どのようにして選ぶのかということも含めまして、支援員についてまず伺います。

○大畑特別支援教育課長 特別支援教育支援員についてであります。特別支援教育支援員は、学校において、日常生活動作の介助や学習活動上のサポートを行う役割を担っており、特別な資格は必要としていません。

特別支援学級も含め、支援を必要とする児童生徒が在籍している場合、各市町村で配置を検討していると承知していますが、配置のニーズは年々増加しており、必要な人数を確保できないケースもあると認識しています。

このため、各市町村では、ハローワークへの求人募集やホームページを活用した募集などを行っていることを承知しています。

なお、道立高校については、現在、各学校の希望に応じた必要数を配置しているところです。

○平出陽子委員 義務制であります小中学校では、障がいがあると思われる子どもたち、支援を要する子どもたちが高校よりは入っているのでしょうけれども、高校の場合は0.8というところでありますから、先生たちはすごく苦勞するのではないかなと思います。

多分、通信制とか定時制のところに入っている生徒のほうが多いのではないかなと思います
が、その中で、障がいのある子どもたちが高校に入ってきた場合の教職員たちの受け止め方につ
いて伺います。

○山本学校教育監 定時制・通信制高校についてでございますが、定時制課程等における生徒の
状況といたしましては、勤労青年が減少する一方で、全日制課程の中途退学者や中学校において
不登校経験がある生徒、外国籍の生徒など、様々な入学動機や背景を持つ生徒が在籍をしており
ます。

道立高校の定時制課程や通信制課程には、既に特別な教育的支援を必要とする生徒が数多く在
籍しており、こうした状況を踏まえ、各学校では、校内研修や研修会、研究会などに参加するこ
となどによりまして、特別支援教育や支援を必要とする生徒への指導の在り方などに対する教
員の意識が高まってきているものと考えております。

○平出陽子委員 教員の意識が高まってきていると思われると、希望的観測も含めてそういう答
弁だったのだと思います。義務制の小中学校よりはまだまだ入ってくるお子さんたちが少ないの
で、先生たちも、実践がよく分からないとか、感覚的に分からないということなのだろうと思
うけれども、私は、通信制とか定時制の高校がこのインクルーシブ教育を進める、すごく実践で
きる学校だと思うのですよ。

つまり、伸び代のある子どもたちでありますから、いろんな子どもたちが入ってきて、そうし
て、その中で多様性を包み込んで教育できるというのが通信制、それから定時制だと思いますの
で、先生たちは自信を持って教育を実践してもらいたいと、あえてエールを送りたいと思いま
す。

しかしながら、エールを送っても、なかなかぴんとこない方たちがまだまだいらっしゃると思
いますけれども、私の気持ちとしては、定時制の先生たち、通信制の先生たちに頑張ってほし
いということを伝えておきたいと思います。

最後でありますけれども、このインクルーシブ教育を推進するに当たって、現状も含めまし
て、これからどのようにしていくのか、教育長の決意を伺います。

○鈴木一磨副委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 インクルーシブ教育の推進についてであります。共生社会の形成に向けて、障
がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであ
り、その際には、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感、達成
感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかという最も
本質的な視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様で柔軟な仕
組みを整備することが重要と認識をいたしております。

このため、道教委では、連続性のある多様な学びの場において、障がいのある児童生徒一人一
人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援が行われることが必要という考え方の下、就学指導
に関して市町村教育委員会と連携を進めるとともに、全ての教員が障がいに関する理解や知識を

深め、具体的で実践的な指導や支援の方法などを習得できるよう、専門性向上に向けた研修の実施や管理職のマネジメント強化、大学などの専門機関との連携を通じた各学校における校内支援体制のさらなる充実に取り組んでまいります。

○平出陽子委員 一つ、御紹介したいと思います。

多分、その方は40歳は過ぎていると思いますけれども、脳性麻痺で車椅子を使っております。その方が言うには、自分の養護学校時代は楽しかった、人の手を借りて自分のできることをやって楽しく過ごしていた、そして、その後、療育センターに行ったと。そうすると、そこでは、人の手を借りてやること自体、恥である、地域はそんなに甘くない、自分で何でもできないと駄目である、地域に出られないというように毎日毎日言われてきたそうです。自分は何なのかということを考えていたからこそ、今は、インクルーシブ教育という、障がいがあってもなくても地域で包み込んで、お互いの存在を認め合う、そんな教育を推進していきたいという思いだそうです。そのことを伝えまして、次の働き方改革について質問してまいります。

学校現場はブラックと言われるようになって久しくなりますけれども、その働き方改革に本腰を入れなければ、子どもたちの学ぶ環境というのもよくなると思いますので、最初の質問は、2018年度から2022年度までの5か年の小・中・高、特別支援学校教員の退職者数と新採用者数、教員採用選考検査の受検者数、さらに病気休職者の推移を伺います。

○鈴木一磨副委員長 教職員課長立花博史君。

○立花教職員課長 教員の退職者数などについてであります。札幌市を除く道内の公立学校において、退職者数は、小学校は平成30年度の329人に対し令和4年度は455人、中学校は209人に対し278人、高等学校は258人に対し328人、特別支援学校は85人に対し116人であり、各校種合わせて881人に対し1177人で、296人の増となっております。

また、新採用者数ですが、小学校は平成30年度の574人に対し令和4年度は306人、中学校は393人に対し222人、高等学校は229人に対し190人、特別支援学校は129人に対し94人であり、各校種合わせて1325人に対し812人で、513人の減となっております。

続いて、教員採用選考検査の受検者数ですが、小学校は平成30年度の789人に対し令和4年度は625人、中学校は1058人に対し849人、高等学校は1117人に対し668人、特別支援学校は431人に対し197人であり、各校種合わせて3395人に対し2339人で1056人の減となっております。

病気休職者数ですが、小学校は平成30年度の99人に対し令和4年度は133人、中学校は83人に対し75人、高等学校は50人に対し45人、特別支援学校は54人に対し60人でありまして、各校種合わせて286人に対し313人で、27人の増となっております。

○平出陽子委員 増えているのは退職者と病気休職者である、減っているのは受検者と新規採用者であるということですね。

では、先生たちが定年になった場合、また途中で辞めた場合でも、その後、再任用というのがあるのですけれども、再任用の数字はどのようになっているのか、伺います。5か年の推移をお願いします。

○立花教職員課長 再任用の状況についてであります、札幌市を除く道内の公立小中学校の教員について、平成29年度は、定年退職者429名のうち再任用希望者は207名で、希望者の割合は48.3%、令和3年度は、退職者495名のうち希望者は274名で、割合は55.4%となっております。

また、道立高等学校及び道立特別支援学校教員につきましては、平成29年度は、定年退職者272名のうち再任用希望者は192名で、希望者の割合は70.6%、令和3年度は、退職者365名のうち希望者は277名で、割合は75.9%となっております。

○平出陽子委員 私の周りでは、学校で再任用されたいという人があんまりいないわけでありませぬ。そのことはなぜなのかという理由は道教委では捉えていないでしょうけれども、そこそこお給料をもらっていた、退職金もたくさんある、だから、悠々自適でもう働かなくてもいいから再任用を受けないのか、再任用を受けたいけれども、学校のことを考えると一生懸命やったからもう嫌なのか。いや、働きたい、だから学校以外のところに行きたいと。アプリで調べるところがありますよね。そうしたら結構いいところがあるので、アプリで探して学校以外のところに勤める人もいるわけなのですよ。そういうような現状であります。

では、学校が魅力的な現場だと思ってもらえるよう、教員離れを防ぐために、道教委は学生たちに対してどんなふうにして施策を進めてきたのでしょうか。

○鈴木一磨副委員長 教職員育成課長松橋朗君。

○松橋教職員育成課長 大学生等を対象とした取組についてであります、道教委では、高校生を対象に、令和2年度から、道立高校と市町村教育委員会が連携して小中学校で教員業務を疑似体験するインターンシップを実施し、また、北海道教育大学との連携協定の下、令和3年度から、教職の魅力を伝える教員養成セミナーを開催、昨年度から、一部の高等学校で希望する生徒を対象に教職について学ぶ教員基礎コースを開始しております。

また、大学生を対象に、平成30年度から、道教委職員による大学での出前講座や、令和2年度から、北海道で教職につく気持ちを高めるため、僻地小規模校での草の根教育実習を行うなど、教職について理解を深める取組を進めております。

○平出陽子委員 何うと結構いろんなことをしているようでありますけれども、令和2年度から開始しているようですから、その成果が現れているかどうかはまだよく分かりませんので、今日はこれだけにします。

では、そういうようないろんな取組をして、道教委、町教委などのそれぞれの研修も受けたりしていろいろやっているのだけれども、いざ、教育実習を終えて、そして選考試験、採用試験を受けようという段になったら、やっぱりやめるといふ人たちがいるように何うのです。

そのことについて、道教委はどのように考えるのか、見解を伺います。

○鈴木一磨副委員長 教職員局長谷垣朗君。

○谷垣教職員局長 教員志望の学生の状況についてでございますが、道教委が令和4年度に北海道教育大学の学生を対象に実施したアンケート調査によりますと、教育実習について、教職への意欲が高まった、または、やや高まったという回答が7割以上ある一方、指導教員が多忙で大変

な仕事だと感じた、また、授業以外の業務が想像以上に多かったなどの回答も一定数見られています。

こうした調査結果を受け止めまして、学校が教員志望者にとって魅力のある職場となるよう働き方改革を着実に進めるとともに、教育実習が、学校の実情を理解し、教職への意欲を高める機会となるよう改善充実を図る必要があると考えております。

○平出陽子委員 働き方改革によって、ブラックをホワイトにするということは、本当は教員の定数を増やさなければならぬのですよ。でも、給特法という法律がありますから、そのことを本当は質問したいのですけれども、それは法律の話ですので、道教委の皆さんには答えられない問題であると思いますから、今日はあえて聞きませんが、国の問題のこと、国の法律が変わるということを待つ前に、道教委として、地方の教育委員会としてできることは何だろうかということを考えてもらいたいですよ。

そうすると、新聞にも出ていますように、学校では、夏休みを延長させるとか、それから、年休をたくさん取れるように工夫をすとか、年休を取る期間を、今まで4月から3月だったのを9月から8月にすとか、在宅勤務を増やすとか、そういうようなことをした上で、こういうようにブラックではあるけれども、道教委としてはこんなふうに頑張っていて、働きやすい職場ですよ、だから、学生の皆さん、来てください、それから、辞めようと思っている現職の先生、辞めないでくださいと、そういうことにつながるのではないかと思います、そのことについて道教委の見解を伺います。

○鈴木一磨副委員長 教育部長北村英則君。

○北村教育部長 教員の勤務環境についてであります、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態や教員の成り手不足など、学校を取り巻く環境が厳しさを増す中、教員がその意欲と能力を最大限発揮できる勤務環境を整備していくことも重要であります。

そのため、現在、国においては、教員確保のための環境整備に関する方策を検討する中で、長時間の時間外勤務を抑制するための仕組みの在り方や、休日のまとめ取りのための変形労働時間制の運用の見直し、また、在宅勤務のための方策の在り方など、教員の勤務制度の在り方についても検討しているところであります。

道教委といたしましては、こうした国の動向を見極めますとともに、在宅勤務をはじめとした教員の勤務特性に応じた柔軟な働き方など、道内外における効果的な取組も参考にしながら、教員の勤務環境の改善に向けて検討してまいります。

○平出陽子委員 積極的に、道教委として何ができるかということを検討してもらいたいと思います。

では、部活動の問題に行きます。

部活動の社会教育化というのは、私が教員であった頃から言われているのです。だから、働き方改革が言われるその前からなのです。社会教育にするということは、そのまちで、学校教育から部活動を切り離して、社会教育化し、まちづくりということを考えなければならないのだ

と私は思うのですね。

ですから、この部活動についてどのように考えるのか、学校教育から切り離して社会教育化することについて、まず道教委の見解を伺います。

○鈴木一磨副委員長 学校教育局長川端香代子君。

○川端学校教育局長 部活動の地域移行についてであります。部活動の地域移行は、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという考え方の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じ、スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであります。

道教委では、地域移行の取組を推進することで、学校の部活動では支え切れなくなっている中学生のスポーツ・文化芸術環境を学校単位から地域単位での活動に変えていくことにより、各市町村における活力あるまちづくりにつながっていくものと考えております。

○平出陽子委員 現実は大変なのです。指導者を確保できるか、会場を確保できるか、児童生徒の輸送方法などを考えると、各町村教委で検討協議会を立ち上げたとしてもなかなか前に進んでいかないのです。

そういうような現状を考えたときに、北海道らしい部活動の在り方ということをどのように進めようとしているのか、最後に教育長の見解を伺います。

○倉本教育長 部活動の地域移行に関しまして、今後の取組についてであります。道教委では、道内における部活動の地域移行の取組が円滑に進むよう、生徒数の減少などにより、生徒や保護者のニーズに応じた部活動の設置が困難であるといったことや、市町村単独では地域移行の対応が難しいことなどといった本道における部活動の現状などを踏まえまして、本年3月に、令和5年度から令和7年度までの3年間を計画期間とする「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を策定いたしました。

今後は、この推進計画に基づく取組を着実に進めるため、地域の実情に応じた提案や助言を行うアドバイザーの派遣、指導者の人材バンクの整備を進めるほか、生徒が効果的に活動場所へ移動する手段の確保や必要な財源の措置などについて国に要望するなどし、北海道の子どもたちがスポーツや芸術文化に継続して親しむことができる環境を整備してまいります。

○平出陽子委員 国や道は、あと2年で、学校教育から切り離して地域に部活動を移行したいという考えではあるけれども、各町村は様子見なのです。どうしたらいいのだろうかということ。ですから、黙っていたら2年なんかあっという間に過ぎますから、それをきちんと進められるように、道教委としてもきちんとした手だてをしてもらいたいと思います。

そうしなければ、この機運はしぼんでしまいますよ。私がやっていた30年も前から、いや、50年も前から言われていたことが、せっかくこの段になって、少しは前に進むかなと思っていても、現状としては、いや、学校教育にしたほうがいいのじゃないのかという意見もあります。ぜひとも精力的に動いてくれるように、そのことを強く指摘して、終わります。

○鈴木一磨副委員長 平出委員の質疑は終了いたしました。

白川祥二君。

○**白川祥二委員** 私は、過去に、教職員住宅の整備状況と、2020年8月、道内公立小中学校の建物の耐震改修状況、さらには、学校内の手洗い場の自動水栓化、道内公立学校給食調理場の現状と課題について質問をしてきたところではありますが、その後の対応がどのようになっているのか、以下、伺います。

まず、道立学校教職員住宅の整備状況についてでありますけれども、教職員住宅の整備状況は平成30年からどのような対応をされたのか、また、教職員住宅への入居率は改善されたのか、どのようになっているのか、伺います。

○**鈴木一磨副委員長** 施設課長金田敦史君。

○**金田施設課長** 教職員住宅の整備状況についてであります。教職員住宅については、建築後20年をめぐりに屋根のふき替えや外壁の塗装などの修繕を実施しております。平成30年度から令和4年度までの5年間で延べ931棟、1618戸の修繕を実施いたしました。

また、教職員住宅の入居率は、教職員の住環境に対する意識の変化や価値観の多様化などにより、平成30年度72.8%から令和5年度62.4%と低下傾向にあります。

道教委といたしましては、引き続き、必要な修繕等を行い、教職員の住環境の整備に努めてまいります。

○**白川祥二委員** 今、御答弁いただきましたけれども、入居率が前回より10ポイントも下落しているということでもあります。御答弁にありましたように、教職員の住環境に対する意識の変化だと思われまので、今後、教職員住宅などの整備計画を示す必要があると思いますが、どのように対応していくのか、伺います。

○**金田施設課長** 教職員住宅の整備計画についてであります。道教委では、教職員住宅を適切かつ計画的に維持管理するとともに、余剰教職員住宅の集約化を進め、経済的かつ効率的な管理を行うこととしており、平成30年に、教職員公宅のあり方について及び教職員公宅有効活用プランを策定し、地域ごとの管理公宅数などを道立学校へ示しております。今後も必要に応じて見直しを行うこととしております。

○**白川祥二委員** 令和元年の第3回定例会予算特別委員会において、私は、地元の雨竜高等養護学校の教職員住宅の入居状況について質問しましたが、現在はどのようになっているのか、また、老朽化のため未入居となっている住宅についてはどのように対応しているのか、今後の周辺整備についても併せて伺います。

○**金田施設課長** 雨竜高等養護学校の状況についてであります。教職員住宅の使用状況について、平成30年度、教職員住宅は50戸あり、そのうち教職員が入居している住宅は22戸で、入居率は44%となっております。令和5年度は、老朽化で入居を停止している教職員住宅24戸を除き、教職員住宅は26戸あり、そのうち教職員が入居している住宅は21戸で、入居率は81%となっております。

道教委では、老朽化した教職員住宅につきましては、地元市町村や民間事業者等への譲渡、ま

たは、活用が見込めない住宅の解体を行っておりますが、当該校の入居停止教職員住宅の敷地は、公道に接しておらず、売却等が困難なため、空き住宅の適切な管理に努めるとともに、学校と協議しながら今後の対応を検討してまいります。

○白川祥二委員 今、整備するという話でしたけれども、ただ、一刻も早く対応してほしいのは、未入居になっている住宅の撤去がまず最大のことなのです。なぜかという、大雪地帯ですので、いつも除排雪に大変苦勞しておりまして、通勤の教職員の方が車を止めるところもない、そういう状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。

小中学校の耐震化について伺ひますけれども、道内公立小中学校の耐震改修はどのように進んできているのか、また、改修計画はどのようになっているのか、伺ひます。

○鈴木一磨副委員長 総務政策局長伊賀治康君。

○伊賀総務政策局長 公立小中学校の耐震改修状況についてでございますが、国の調査に基づく令和5年4月1日時点の本道公立小中学校の校舎などの耐震化率は、令和2年の97.3%から1.8ポイント上昇し、99.1%となっており、多くの市町村で対策を完了しております。

一方、対策未完了の市町村数は、令和2年の25市町から令和5年には11市町と減少しており、そのうち8市町は令和7年度末までに耐震化が完了する見込みでございます。

なお、残りの3市町につきましては、財政事情などから完了時期が未定となっております。

道教委といたしましては、これまでも、耐震化未完了の市町村に対しまして、国とも連携し、整備に着手するよう要請してきておりまして、引き続き、早急に対策を講じるよう粘り強く理解を求めるとともに、耐震化が着実に進められるよう、補助要件の緩和や地方財政措置の充実などにつきまして、今後も国に対し強く要望してまいります。

○白川祥二委員 順調に進んで令和7年度末には大体が完了する見込み、残りの3市町については、これは財政事情等々があつて未定だということが分かりました。

次に、公立学校の手洗い場の整備状況について伺ひます。

道内公立学校の手洗い場の環境整備はどのようになっているのか、また、改修計画があるのか、伺ひます。

○金田施設課長 手洗い場の環境整備についてであります。水道の蛇口など多くの児童生徒がよく手を触れる箇所は、1日1回程度、消毒することなどが国の衛生管理マニュアルに示されておりましたことから、国の新型コロナウイルス感染症対策の一環として新設された学校教育活動再開支援事業費を活用し、道立学校におきまして、手回し式蛇口のレバー式への交換を進めてまいりました。

あわせて、市町村教育委員会に対しても同様の取組を促し、令和2年度から令和4年度までの3年間で、市町村立学校について、70市町村で約1万8000か所のレバー式等への交換が行われております。

また、道立学校における自動水栓の導入は、大規模改造工事等の際にトイレ整備の一環として

行っておりまして、道教委といたしましては、安全、安心な学校環境を整備する観点から、引き続き導入を進めてまいります。

○白川祥二委員 ただいま、70市町村で約1万8000か所のレバー式等への交換がなされたということですが、ちょっとぴんとこないもので、具体的に、カバー率だとか、そういうものを教えていただければと思います。

○金田施設課長 手洗い場の環境整備の進捗状況についてであります。小中学校の手洗い場の蛇口総数につきましては道教委として把握しておりませんが、国の新型コロナウイルス感染症対策としてレバー式等へ交換した箇所は、令和2年度が52市町村、約1万か所、令和3年度が32市町村、約8000か所、令和4年度が8市町村、約100か所となっております。着実に整備が進んでいるものと捉えております。

また、道立学校における自動水栓の導入は、大規模改造工事等の際に、令和2年度から令和4年度までに4校で整備を行い、今年度は10校で整備中であり、加えて、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度から令和4年度までに71校に整備しているところでございます。

○白川祥二委員 着実に改善されているということはいかがでしたか。

次に、学校給食調理場について伺います。

道内公立学校の学校給食調理場について、自校または近隣校の給食を校内の調理施設で作る単独校調理場と、複数の学校の給食を調理し配送する共同調理場の施設数を伺います。

また、建築から30年以上たっている施設数と、その割合が平成30年時点と比較してどのように変化したのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 健康・体育課長今村隆之君。

○今村健康・体育課長 学校給食調理場についてでございますが、令和4年5月1日時点の道内における公立学校の学校給食調理場は608施設でございます。このうち、単独校調理場が406施設、共同調理場が202施設となっております。

また、建築後30年を経過した施設は、単独校調理場が406施設のうち274施設、共同調理場が202施設のうち80施設でございます。その割合を平成30年5月1日時点と比較いたしますと、単独校調理場が5.6%の増、共同調理場が6.3%の増となっております。

○白川祥二委員 年数がたてば、当然、建築年数も増えるということで、そのとおりだなということでもあります。

次に、ドライシステム未導入の施設について伺います。

文部科学省の学校給食衛生管理基準では、食中毒の原因となる細菌の繁殖を防ぐため、床を乾燥した状態で保つ、いわゆるドライシステムを導入するよう求めています。ドライシステムを導入していない施設数と、その割合は平成30年度時点と比較してどう変化したのか、伺います。

○今村健康・体育課長 ドライシステムの導入状況についてでございますが、ドライシステムは、床に水が落ちない構造の施設設備や機械、器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステムであり、令和4年5月1日時点の道内におけるドライシステムではない施設数は、単独校調理

【第2分科会 11月14日 第5号】

場が406施設のうち311施設、共同調理場が202施設のうち99施設で、その割合を平成30年5月1日時点と比較をいたしますと、単独校調理場が4.3%の減、共同調理場が3.9%の減となっております。

○白川祥二委員 次に、ドライシステム未導入施設における対応について、衛生管理を徹底するため、現場ではどのような対応をしているのか、伺います。

○今村健康・体育課長 学校給食調理場の衛生管理についてでございますが、国の学校給食衛生管理基準では、学校給食施設の共通事項として、ウェットシステムの調理場においても、ドライシステムと同様、床を乾かした状態で使うドライ運用を図ることとされておりまして、道内の学校給食調理場では、床に水や食品を落とさないことでカビの発生や細菌の増殖を防止することや、はね水などによる2次汚染を防止するなどして衛生管理に努めているところでございます。

○白川祥二委員 次に、道立特別支援学校の学校給食調理場における空調設備について伺います。

市町村では、空調設備が整っていない苛酷な高温多湿の状況で調理業務を行っている現状もあると聞いていますが、道立特別支援学校の調理場における空調施設の整備状況について伺います。

○今村健康・体育課長 学校給食調理場における空調設備についてでございますが、道立特別支援学校の学校給食調理場では、国の交付金を活用するなどして、令和4年度までに全ての施設に空調設備を整備したところでございます。

○白川祥二委員 決算の資料を見ると、給食調理場等整備費として、4年度で13校、1億2845万9942円が執行されているということで、これでこの施設設備の整備が100%完了したということがうかがい知れました。

では、次に行きます。

学校給食の衛生管理を徹底するとともに、子どもたちへの食育を推進するためにも、学校給食調理場の老朽化問題の解消が強く求められています。今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 今後の取組についてであります。学校給食を食に関する指導の生きた教材として活用し、子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるためには、安全、安心な学校給食を提供することが重要であり、このため、学校給食衛生管理基準に基づいた学校給食施設の整備や、学校給食関係者の衛生管理の徹底と衛生意識の向上を図ることが大切でございます。

道教委では、これまで、学校給食施設の訪問などを通じまして、学校給食衛生管理基準に基づく施設の点検や指導を行うとともに、令和2年度から空調設備の整備が国の補助事業の対象となりましたことから、市町村教育委員会に対し、空調設備の整備について働きかけてきたところでございまして、今後も、市町村において施設設備の整備を進めることができるよう、国に対し補

助制度の充実を求めてまいります。

○白川祥二委員 よろしくお願ひします。

次に移ります。

農業高校においては、次世代に実践的な技術を継承し、地域で活躍する人材を育成することが必要であり、農業の見方、考え方を働かせ、実践的、体験的な学習活動を行うことなどを通して、農業や農業関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人の育成を求められているところであります。

こうした中、道教委では、平成30年度から令和2年度までの3年間、国際水準GAP教育プロジェクトを通じて、安全、安心な食料生産の充実に取り組んできたことと承知しています。

GAPに関する取組について、以下、何点か伺います。

まず初めに、道内の農業高校では、農業生産工程管理、いわゆるグローバルGAP、ASIA GAP、JGAPに取り組んでいることと承知していますが、直近の取組状況について伺います。

○鈴木一磨副委員長 高校教育課長相馬利幸君。

○相馬高校教育課長 GAPの取組状況についてであります。GAPは、農業生産の各工程において、計画、実施、点検・記録及び評価を行い、持続的に改善を繰り返す活動であり、農林水産省では、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野に取り組むグローバルGAP、ASIA GAP、JGAPの3種類を国際水準GAPと定め、普及を進めているところであります。

学習指導要領においては、作物や野菜、畜産などの科目で、安全、安心な食料の持続的な生産と供給に対応したGAPの学習内容を充実させるよう示されており、道立高校では、令和4年度、グローバルGAPに1校、ASIA GAPに5校、JGAPに4校が認証を取得したところであります。各学校では、GAPの意義を理解し、持続可能な生産性を確保するための農作物の生産工程管理に関する学習の充実を図っております。

○白川祥二委員 今、GAPに取り組んでいる学校数は分かりましたが、直近3か年の総品目数の推移はどのようになっているのか、伺います。

○相馬高校教育課長 GAP認証を取得した品目数についてであります。GAPは、農業生産の各工程において、計画、実施、点検等を行い、改善を繰り返す活動であり、米や大豆などの品目ごとに認証を取得するものであります。

令和2年度は4校で21品目、3年度及び4年度は9校で28品目であり、2年度から4年度にかけて5校7品目増加いたしました。

○白川祥二委員 これは品目数ですから、こういう28という数字でありますけれども、例えば、岩見沢農業高校であれば10品目、大野農業高校であれば8品目、帯広農業高校では7品目、静内農業高校では8品目だということで、全部にすると、教育の中では45品目から47品目がそれぞれかかっているということで、これを指導する学校の先生方も大変な状況かなというふうに理解するところでありますけれども、やはり、子どもたちにはしっかりとこのGAPについて認識させ

【第2分科会 11月14日 第5号】

て、安全、安心な食料の生産工程というものを学ばせてほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、GAPの取組において、生徒はどのような学習を行い、どのような成果があるのか、伺ひます。

○相馬高校教育課長 取組を通じた成果等についてであります。農業高校等で作物や野菜の生産、家畜の飼育を学んでいる生徒は、生産計画の作成、管理の手順、調査と観察、記録と分析の方法など、農業生産の計画と工程管理・評価に関する学習や、食品安全、環境保全、労働安全等の面から、農業の持続可能性の確保について考察する学習に取り組んでおります。

こうした取組の成果としましては、農産物の安全、安心な生産や労働安全に関する生徒の意識が高まり、学校の農場における実習が一層充実したほか、GAP認証の取得に関する講習等を通じて、教員の栽培管理技術や安全、危機管理意識が高まるなど、生産性の向上や、より安全に配慮した農場の運営管理が図られるようになったところでございます。

○白川祥二委員 GAPの認証取得、または維持更新には、どうしても費用が必要と承知してはいますが、その実態と課題についてどのような事柄があるのか、伺ひます。

○鈴木一磨副委員長 指導担当局長山城宏一君。

○山城指導担当局長 GAPの認証取得などについてであります。現在、道教委では、農政部と連携し、国の農業生産工程管理推進事業補助金を活用して、認証取得に係る審査費用や登録料などの経費を各学校に実習費として予算措置しております。

GAP認証の課題としては、新たな取得や維持更新には、毎年度、審査を受ける必要があり、各学校においては、資料の作成や整理などの業務が一定程度増加することから、道教委といたしましては、各学校におけるGAP認証が円滑に進められるよう、資料作成の留意点や審査における指摘事項を各学校間で共有できる仕組みを整備するなど、引き続き、GAP認証取得や取組の充実に向けた支援に努めてまいります。

○白川祥二委員 本当にこれは継続して、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

それでは、最後の質問になります。

GAPの取組は、農業生産法人や非農家の方の農業への参入などにおいても大変有効であり、これからの農業を担う高校生が学ぶことは大変意義のあることだと考えています。

こうした取組をどのように全道の農業高校に普及していくのか、最後に伺ひます。

○鈴木一磨副委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 今後の取組についてであります。国では、農業の持続可能性を確保するため、令和12年度までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう取り組んでおりまして、その一環として、農業高校でのGAP教育の推進が求められているところであります。

道教委では、今後、国の動向や学習指導要領の趣旨を踏まえ、GAPの考え方を理解し、安全、安心な食料を生産する人材を育成することができるよう、全道の農業高校の教員等を対象と

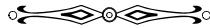
した研修において、GAP認証を受けている学校の先進的な取組事例を情報提供するなど、GAPの取組の一層の充実と普及に努めてまいります。

○白川祥二委員 よろしく願います。

○鈴木一磨副委員長 白川委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時34分休憩



午後3時開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管に関わる質疑の続行であります。

中野渡志穂君。

○中野渡志穂委員 それでは、通告に従いまして、教育委員会所管事項について、以下、伺ってまいります。

初めに、特別支援学校について伺います。

まず、全道的な狭隘化の現状についてであります。

特別支援学校を希望する児童生徒の数が道内においても年々増加している一方で、施設の整備が追いついていないのではないかと考えます。

今年度、特別教室を転用し、普通教室としている学校が全道で何校あるのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 道立学校配置・制度担当課長手塚和貴君。

○手塚道立学校配置・制度担当課長 教室不足の現状についてであります。設計上の普通教室数を上回る人数の児童生徒が在籍し、特別教室を普通教室に転用するなど教室不足となっている道立特別支援学校は、令和4年度が67校のうち17校で、本年度は66校のうち16校となっております。

○中野渡志穂委員 道内66校中16校、実に4分の1を占める状態ということであります。

次に、石狩市にあります紅葉山分教室について伺います。

施設が狭隘となり、特別教室を転用するなどの苦肉の策で対応している特別支援学校が多い中で、ここは市町村の施設を間借りしてまで教室として確保しております。道内唯一の分教室という星置養護学校の紅葉山分教室であります。今年の第1回定例会において、我が会派より、紅葉山分教室の設置経緯等について質問したところ、星置養護学校の狭隘化解消のための臨時的な対応とのことでありました。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、紅葉山分教室設置当初の在籍者数、及び、今年度の在籍者数について伺います。

また、紅葉山分教室よりも在籍者数の少ない道内の知的障がいの特別支援学校の分校の数と、一番規模の小さい分校の在籍者数について併せて伺います。

○手塚道立学校配置・制度担当課長 石狩紅葉山分教室についてであります。道教委が平成23

年度に石狩市内の閉校した小学校を活用して開設した石狩紅葉山分教室は、当初の在籍者数が20人であり、本年度は42人となっております。

また、道立知的障がい特別支援学校の分校のうち、石狩紅葉山より在籍者数が少ない分校は6校あり、このうち、最も在籍者数が少ない分校は、札幌養護学校共栄分校と余市養護学校しりべし学園分校で、在籍者数はそれぞれ18人となっております。

○中野渡志穂委員 分教室ができた当初に比べると、2倍以上の在籍者数になっているとのございます。ここは分教室なわけですが、紅葉山分教室よりも少ない人数でありながら、分校となっているところが6校もあるということでもあります。

では、紅葉山分教室の職員の配置について伺います。

児童生徒数が倍増しているにもかかわらず分教室のままであるわけですが、道立特別支援学校のほかの分校に比べ、教職員の配置数が少ないという声がございます。

分教室における職員配置の考え方について伺います。

○手塚道立学校配置・制度担当課長 職員配置の考え方についてであります。道教委では、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に準拠して、各学校に在籍する児童生徒数などに応じ、教職員を配置しております。

石狩紅葉山分教室は、札幌市内に設置している星置養護学校の分教室であり、星置養護学校の配置定数の中から、分教室の在籍状況に見合う数の教員のほか、分校と同様に教頭を配置しております。

○中野渡志穂委員 では、紅葉山分教室の今後の対応について伺います。

保護者の方々からは、用務員がいないことにより、除雪や体育館などの清掃等、校舎の管理などの面で教職員の負担が大きく、様々な場面で影響が出ているとの声が寄せられました。大雪の際は、家庭の雪かきだけでも大変です。その上、先生方は、出勤を早めて学校の玄関回りの雪かきをしております。その間は、渋滞で車での登校が遅れそうだというような連絡を親がしようにも電話がつながらないということでもあります。また、体育館の清掃も、先生方がなかなか時間を取れず、月1回程度しかできていないという声もありました。

こうした課題について、今後どのような対応をしていくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 道立学校配置・制度担当局長齊藤順二君。

○齊藤道立学校配置・制度担当局長 職員配置についてであります。道教委では、これまでの議会議論や保護者から提出のあった要望書の趣旨を踏まえ、昨年度末に、教育活動の状況等を確認するため、分教室への訪問や施設の所有者である石狩市との意見交換を行ってまいりました。

今後も、児童生徒数の推移を見極めるとともに、引き続き、学校との緊密な連携の下、実情の把握に努め、職員配置や本校舎と分教室間の事務分担の効率化を図るなどして、学校運営や教育活動に支障がないよう対応してまいります。

○中野渡志穂委員 推移を見るとか、実情の把握に努めるという御答弁でございますけれども、道の担当職員の方のこの分教室への視察調査に私も同行させていただいております。その1回だ

けでも、先生方の大変さ、保護者の困っている様子や今後の不安、それは十分に把握できるものであります。

倍増している生徒数の現状を見れば、のんびり推移を見るという状況にはない。まずは、現状の対策として、分教室の玄関回りの雪かきと校舎の清掃はきちんと外注をして対応すべきであるという点、また、危機管理の上からも、電話対応がすぐできる体制の整備を早急に進めるよう強く指摘をいたします。

次に、今後の対応について伺います。

特別な支援を必要とする子どもの数は、今後も倍増していくものと考えます。特別支援学校の狭隘化対策については、スピード感を持って進めていくことが極めて重要であります。

狭隘化の解消に向け、今後どのような対策を講じていくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 今後の対応についてでございますが、障がいのある子ども一人一人が障がいの状態等に応じたきめ細かな指導や支援を通じて、自らの可能性を最大限に伸ばしていくためには、教育環境の整備が重要であります。

このため、道教委では、教室不足対策といたしまして、これまで、普通教室を間仕切りをして使用することや、理科室などの特別教室の普通教室への転用、通学区域の見直し、校舎の増築、さらには、既存施設を活用した学校の新設を行うなどして対応してきているところであります。

今後も、児童生徒数の推移や施設の老朽化の状況、学校、地域の実情、近隣の学校配置の状況などを総合的に勘案しながら検討いたしまして、空き校舎や空き教室の活用などを含め、狭隘化解消に向けた対策を講じてまいります。

○中野渡志穂委員 この分教室は、星置まで通うことが大変な子どもたちが通っております。札幌市北区からも通いやすく、保護者にも喜ばれております。もっと人数が少ない状況にありながら分校となっているところもあるわけでございます。教育の質の公平性確保の上からも、分校化すべきであると指摘をしておきます。

次に、生徒指導上の諸課題について伺います。

国は、令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を公表したところと承知しております。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、いじめの認知件数と重大事態発生件数についてであります。

本調査において、道内の公立学校におけるいじめの認知件数が、前年度の2万2083件から1万1362件増の3万3445件となっております。いじめの認知件数は大幅に増加したとのことであります。さらに、道内国公私立学校における重大事態の事案が20件増加しております。

こうした状況について、道教委の受け止めと今後の対応について伺います。

○久保秋雄太委員長 生徒指導・学校安全課長大槻直広君。

○大槻生徒指導・学校安全課長 いじめの状況についてであります。認知件数が増加したこと

【第2分科会 11月14日 第5号】

は、各学校におけるいじめの定義や積極的な認知への理解が広がったことや、児童生徒が1人1台端末から直接相談できる「おなやみポスト」などの教育相談体制が充実し、児童生徒の見取りが丁寧に行われるようになったことなどが要因と考えられ、こうしたいじめの積極的な認知は、問題の対応における重要な第一歩として捉えており、各学校が、法に基づき取組を進めているとして、肯定的に評価できるものと受け止めております。

また、いじめ重大事態の件数の増加につきましては、法の理解が進んだことによる積極的な認知や、保護者の意向を尊重した対応がなされたものと考えられる一方で、学校としていじめの認知や組織的な対応に課題があったケースがあると考えられ、いじめの早期解決を図ることができず、いじめ重大事態に至った事案が増加したことは、極めて憂慮すべき状況と受け止めております。

今後は、道のいじめ防止基本方針を踏まえるとともに、本年4月に策定した北海道いじめ防止取組プランに掲げる、いじめの積極的な認知と、いじめ見逃しゼロの徹底、関係機関や専門家との連携などの取組を着実に実行してまいります。

○中野渡志穂委員 しっかりと取組をしていただきたいと思います。

次に、不登校児童生徒への対応についてであります。

公立小中学校における不登校児童生徒数が、前年度の1万464人から1712人増の1万2176人となっており、過去最多となっておりますが、こうした状況について、道教委の受け止めと今後の対応について伺います。

○大槻生徒指導・学校安全課長 不登校への対応についてであります。不登校児童生徒数の増加の要因として、児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の趣旨が浸透したことなどによる保護者の学校に対する意識の変化のほか、コロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことなどが背景として考えられます。

また、本道の小中学校での不登校増加の主な理由として、学業不振や友人関係と回答した割合が全国よりも高くなっているところであり、今後は、不登校の未然防止に向けた、心のSOSの早期発見として、アプリ等による心の健康観察の推進や、1人1台端末を活用した相談窓口の活用促進を図るとともに、校内教育支援センター、いわゆるスペシャルサポートルームの設置促進など、学校での組織的な取組や支援のポイントをまとめた不登校支援ガイドブックを年内に作成し、各学校に周知してまいります。

○中野渡志穂委員 スペシャルサポートルームの設置促進、そういう言葉もございましたけれども、どうしても自分のクラスに入りづらいという児童生徒がおります。そのような子どもたちの気持ちを尊重して、入りやすい、教室以外の居場所をつくっていくことも大切であります。

校内教育支援センター、いわゆるスペシャルサポートルームと呼ばれておりますけれども、その設置促進が、今、子どもからも親からも、先生方からも望まれております。私が評議員を務め

ております札幌市立篠路中学校では、その部屋が校長室となっております。壁一面がホワイトボードになっておりまして、そこは入りやすく、子どもたちが集ってきてアニメなど描いていきます。それは、ずっと消さずに残されております。もう一見しただけで、その部屋にその子どもたちがいて、居場所になっているというのが感じられる部屋でございます。ぜひ、子どもたちの気持ちに寄り添えるスペシャルサポートルームの設置を進めていただきたいと指摘をさせていただきます。

最後に、教育相談体制の充実について伺います。

いじめ問題や不登校については、早期発見、早期対応が何よりも重要であると考えます。そのためには、不安や悩みを抱えている児童生徒の心のSOSを受け止めてくれる多様な相談窓口が必要であります。

道教委のこれまでの取組と今後の対応について伺います。

○久保秋雄太委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 教育相談体制についてであります。学校生活などに関し、様々な不安や悩みを抱えている児童生徒や保護者の方々にとっては、日常的に相談できる人材や相談しやすい環境を整備するとともに、学校と専門家が緊密に連携をし、適切に支援をしていくことが重要であります。

道教委では、これまで、24時間受付の電話やメールによる相談窓口の設置に加えまして、SNS相談窓口を利用できる生徒の対象拡大や期間の拡充、1人1台端末からアクセスできる相談窓口の開設、スクールカウンセラーによるオンライン教育相談の対象児童生徒の拡大に取り組んできたところであります。

今後とも、児童生徒一人一人に寄り添った教育相談体制の充実に取り組み、児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、スクールカウンセラーなどの専門家による早期の支援につなげてまいります。

○中野渡志穂委員 終わります。

○久保秋雄太委員長 中野渡委員の質疑は終了いたしました。

真下紀子君。

○真下紀子委員 初めに、生理用品の設置等について伺います。

2022年度は、生理の貧困対策等について私も議論いたしまして、道教委は、生理用品の設置モデル事業を行いました。その後、各道立学校に一気に設置が進んだ年でもあります。

一部、特別支援学校では設置が困難な事情があると聞きますけれども、2023年9月末時点での設置状況をお示してください。

○久保秋雄太委員長 健康・体育課長今村隆之君。

○今村健康・体育課長 生理用品の設置状況についてでございますが、トイレへの生理用品の配置は、子どもたちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送るための環境整備の一環であるとの考えの下、本年度から道立学校のトイレに生理用品を配置することといたしました。本年9

【第2分科会 11月14日 第5号】

月末現在で、道立高等学校190校では100%、道立特別支援学校66校のうち62校、93.9%がそれぞれ設置済みとなっております。

なお、特別支援学校4校において未設置となっておりますが、これらの学校では、障がいの状態により、児童生徒が自ら生理用品を使用することが困難であるため、養護教諭や学級担任が、保健室等に配置している生理用品を個々の状況に応じて利用の支援をしているところでございます。

○真下紀子委員 生徒さんたちから本当に喜ばれているのです。これほど喜ばれていることはないと思うくらいです。

生徒や職員から、どのような感想や要望が出ているのでしょうか。また、トラブルが生じたりはしていないのでしょうか。

○今村健康・体育課長 生徒の感想等についてでございますが、生理用品のトイレへの設置により、学校からは、誰でも気軽に使用でき、救われている児童生徒が多いと感じている、学校生活を安心して送ることにつながっているなどの意見が届いております。

また、特段のトラブルは承知してございませんが、教職員による補充作業が発生した実態はございます。

○真下紀子委員 現場の理解と協力には本当に感謝したいと思います。

それで、市町村立の小中学校でも設置が進んでいますけれども、設置状況はどうなっているのでしょうか。

○今村健康・体育課長 市町村立学校の設置状況についてでございますが、内閣府男女共同参画局の調査によりますと、令和4年7月時点で、道内の11市町において生理用品のトイレ等への配置を実施または実施予定となっております。令和3年度と比較して4自治体の増加となっております。

○真下紀子委員 今後も増加が見込まれるというふうに思います。

生理用品の購入には学校運営費が充てられております。道教委は、予算不足は生じないとしてきましたけれども、2022年度及び2023年度の予算で不足が生じていないのか、今後、使用数や種類が増えたとしても予算不足が生じることがないように、各学校の使用状況に応じて予算措置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○今村健康・体育課長 予算措置についてでございますが、道教委では、学校教育や児童生徒に直接影響のある経費について、各年度の諸課題に応じ、必要な予算の確保に努めており、学校運営費も同様の考えで対応してございます。

生理用品の配置に係る予算につきましても、こうした考え方を基本としながら、各学校における使用状況を踏まえ、適切に対応してまいります。

○真下紀子委員 これまでも申し上げてきたのですが、単に生理用品の設置にとどまらずに、生理が人権だということを認識して、児童生徒の発達過程に応じた教育的対応が求められると考えております。

道教委は、生理用品の設置に伴って、性に関する教育あるいは相談に何か取り組んできたのでしょうか。

生理用品の設置を機会に、気軽に性について相談をしたり、性に関する正しい知識を話し合える機会と捉えて、教育現場の取組を発展させていくことも必要ではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○久保秋雄太委員長 指導担当局長山城宏一君。

○山城指導担当局長 性に関する指導についてであります。各学校においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の性に関する正しい理解と適切に行動することができる態度などを育成するため、保健体育科の授業や特別活動において、身体の発育や発達について理解を深める指導を行っております。

今回の道立学校におけるトイレへの生理用品の配置は、子どもたちが、心身の健康を維持し、安心して学校生活を送るための環境整備の一環として実施したものであり、モデル校からは、保健体育の授業において生理の貧困について取り上げたことで、男子生徒の理解も深まったなどの感想も寄せられており、この事業を契機に、各学校において、性に関する指導の充実が図られるよう、教員研修等の場を活用するなどして理解の促進に努めてまいります。

○真下紀子委員 これから進めていただきたいと思います。

性別を問わず、性に対する正しい知識というのは、自分の体を守り、それだけではなく、いとおしむことにもつながります。一方で、知識が未熟な子どもが性暴力の対象とされる痛ましい事件が相次いでおりまして、先日も、札幌の小学生が被害に遭ったと報道されたばかりですけれども、性暴力だと認識できる力というのは、被害防止対策としても非常に重要であります。

道教委は、これまでの取組で十分とお考えなのか、どのように発展させていこうと考えているのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 性暴力の被害対策についてであります。性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多いことから、学校での性に関する適切な指導を行うことは重要でございます。

こうしたことから、各学校では、教育活動全体を通じて命の貴さを学び、命を大切にする教育や自分や相手、一人一人を尊重する教育を推進し、子どもの発達の段階に応じ、例えば、自分の身を守ることの重要性や、嫌なことをされたら訴えることの必要性、性犯罪の被害に遭わないための対応など、性暴力や性被害の予防及び対処について学ぶ「生命（いのち）の安全教育」に取り組んでおりまして、児童生徒の性被害防止等に向けた意識の醸成につながっているものと考えております。

道教委では、引き続き、国の教材などを活用した実践や、警察や保健師などと連携した実践などを取りまとめた事例集を作成し、各学校に配付するなどして、性犯罪、性暴力の根絶に向けた取組を進めてまいります。

○真下紀子委員 極めて卑劣な犯罪ですから、絶対に許すことのないようにしていきたいと思えます。

次に、教職員の不祥事等について伺います。

本委員会に提出された「道職員、教職員及び警察職員による不祥事故一覧」では、刑法犯や道路交通法違反など8件が報告をされております。

過去5年間における教職員の懲戒処分の状況について伺います。

○久保秋雄太委員長 法制・公務管理担当課長北川慎太郎君。

○北川法制・公務管理担当課長 教職員の懲戒処分の状況についてであります、札幌市を除く公立学校教職員の懲戒処分の件数は、平成30年度が103件、令和元年度が78件、2年度が48件、3年度が66件、4年度が53件で、5年間の合計が348件となっております。

また、懲戒処分となった348件のうち、免職は39件、停職は37件、減給は124件、戒告は148件となっております。

○真下紀子委員 近年、性暴力に対する社会的関心が高まる中で、教職員による性暴力がいまだに根絶されていない状況を非常に憂慮しております。

過去5年間において、児童生徒に対するわいせつ事案の状況と処分内容についてお示してください。

○北川法制・公務管理担当課長 わいせつ事案の状況などについてであります、札幌市を除く公立学校教職員の児童生徒に対するわいせつ事案で懲戒処分となった件数は、平成30年度が6件、令和元年度が7件、2年度が3件、3年度が3件、4年度が2件で、5年間の合計が21件となっております。

また、懲戒処分となった21件の処分量定は、全て免職となっております。

○真下紀子委員 文科省の2019年度の調査によりますと、本道の対教職員数に占める懲戒処分の割合は全国平均と比べては低くなっており、懲戒処分の件数も減少はしてきています。しかし、飲酒運転や性暴力などの不祥事は、教育の場で1件でもあってはならないわけです。

道教委は、これまで、不祥事防止に関し、数次の対策を行ってきたと承知をしておりますが、いまだ不祥事が続く現場に対する認識と、これまでの対策の課題についてどう分析しているのか、お聞かせください。

○北川法制・公務管理担当課長 不祥事に対する認識などについてであります、学校教育は、保護者や地域の方々の協力の上に成り立っており、教職員や学校に対する信頼を大きく損なうわいせつ行為などの不祥事が後を絶たない状況は、極めて深刻であると認識しております。

これまで、教育局が主催する管内コンプライアンス会議や各学校の校内研修などにおいて未然防止に向けた取組を行ってまいりましたが、不祥事が繰り返し発生しており、事案のより詳細な検証を踏まえた一層の取組が必要と考えております。

こうしたことから、道教委としては、事案ごとに発生原因の検証を行い、不祥事防止対策官が、各市町村教育委員会などが主催する研修会において不祥事防止対策などの講義を行っている

ほか、わいせつ事故防止のための研修資料や飲酒運転防止のための手引を作成するなど、再発防止に向けた取組を進めているところでございます。

○真下紀子委員 今、答弁にあった不祥事防止対策官が中心となって作成した「学校におけるわいせつ事故防止方策」の中で、わいせつ事案発生原因等について、児童生徒は性行為等についての判断が未熟であり、仮に同意があったとしても教職員の立場で未熟な児童生徒を利用したことになるとの分析を行ったとされておりまして、本当に決して許されないことだというふうに思います。

そもそも、児童生徒が性行為等についての判断が未熟であるとするならば、これまで正しい性教育を行ってこなかった道教委にも責任の一端があると考えerわけです。こうした分析の中で、道教委の姿勢に問題はなかったのか、お聞きします。

○山城指導担当局長 性に関する指導についてであります。各学校では、児童生徒の性に関する正しい理解と適切に行動することができる態度などを育成するため、学習指導要領に基づき、保健体育科の授業において指導を行うとともに、教育活動全体を通じて生命の貴さを学び、命を大切に教育や、子どもたちの発達の段階に応じて性犯罪の被害に遭わないための対応など、性暴力や性被害の予防及び対処に関する学習を行っております。

今後においても、児童生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするため、生命の貴さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身につけることができるよう、各学校に対し指導助言してまいります。

○真下紀子委員 十分にやってきたという答弁のように聞こえるのですが、本当に身につけて理解されているのかどうかというと、不十分だという認識に立って次の対策を考えていくべきだと思います。

今は、ネット上の情報で誤った判断をするなど、加害者に利用されるリスクが非常に高まっています。性加害から児童生徒を守るために、こうした観点からの対策及び今後の対策というの必要ではないかと考えるのですが、どのように取り組むのか、伺います。

○山城指導担当局長 性に関する指導についてであります。道教委では、これまでも、性に関する指導の充実に向けて、健康教育推進研修会などを開催し、児童生徒の発達段階に応じた実践事例の発表を通じた情報交換等を行うほか、医療や警察をはじめ、性暴力被害者の支援団体等と連携した講義を行うなど、教職員の理解の深化と指導力の向上に努めてきました。

今後は、国の「若年層の性暴力被害予防月間」における取組の実施等を通じて、SNS利用に起因する性被害やデートDVなど、若年層の様々な性暴力への理解が図られるよう各学校への指導に努めてまいります。

○真下紀子委員 国の研修資料などの紹介では、イラストを使ったり、具体的に書かれているのですが、やっぱり、学校でも具体的にどうやって指導するかということが課題だと思いますので、その点について新たに取り組んでいただきたいというふうに思います。

【第2分科会 11月14日 第5号】

それから、内閣府の男女共同参画局が実施した若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書によりますと、性交を伴う性暴力の被害特徴として、加害者が教職員であったり、先輩であったり、同級生など学校関係者であることが最も多かったという結果が出ています。この現実を道教委はどのように受け止めるのでしょうか。

○久保秋雄太委員長 総務政策局長伊賀治康君。

○伊賀総務政策局長 アンケート及びヒアリング結果の受け止めについてでございますが、令和4年3月に、国が委託した民間のコンサルティング会社から公表された若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書におきまして、性暴力の加害者として最も多いのは、通っていた、または通っている学校、大学の教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者などで36%となっております。

教職員のわいせつ行為は、学校教育に対する保護者や地域の信頼を著しく失墜させる決して許されない極めて卑劣な行為であり、根絶に向けた取組が必要と考えております。

○真下紀子委員 性犯罪の罪深さというのは、親しい人、優しい人による被害だけにその罪深さが本当に深いのだというふうに思います。信頼が裏切られることから、受ける傷というのは甚大なわけですね。

そうした中で、被害に遭った児童生徒への影響を考えるとということは不可欠だと考えます。性暴力被害に遭った児童生徒は、なぜ誰にも言えないのか、どのような影響を受けているとお考えなのでしょうか、また、道教委ではどのようにフォローしているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 生徒指導・学校安全課長大槻直広君。

○大槻生徒指導・学校安全課長 性暴力被害についてであります。国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」では、教師など自分の生活を支えている人や友好的だと思っている人からの被害を受けるなどの場合には、被害を他人に言えない状況があると示されております。

また、性的被害に遭遇した児童生徒は、心的外傷後ストレス障害——PTSDを引き起こすことも多く、心身に及ぼす影響は深刻なものが多いため、慎重な対応が求められると認識しております。

道教委では、性暴力被害の事案が発生した際は、学校においては、被害児童生徒の2次被害の防止やプライバシーの保護を徹底するとともに、早期に警察や性暴力被害者支援センター北海道——SACRACH（さくらこ）などの専門機関等と連携して対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校での組織的対応を支援するとともに、児童生徒の様子を見守りつつ、保護者と定期的に連絡を取り、被害児童生徒の心身の回復に向けて取り組むよう、学校や市町村教育委員会に指導助言しております。

○真下紀子委員 被害の受け止めは、認識を改めていく必要があるというふうに申し上げておきたいと思います。

道教委は、わいせつ行為等に係る校内研修資料を作成し、各学校において活用するよう指導してきたと、これまで、そういう答弁をしています。

ところが、今年度の初任段階教員研修や公立高等学校新任校長研修会実施要項を確認したところ、信用失墜行為の禁止やわいせつ事故の防止というスライドは存在するものの、性暴力について正しい理解ができる内容とは到底言えず、浅い内容と言わざるを得ません。性暴力根絶のためには、加害者とならない取組が大前提であります。そのためには、性暴力とはどのような行動が該当するのかということを理解することが必要です。

今年改正された性暴力等の防止等に関する法律の内容は、対策に反映されているのか、また、児童生徒が異性について正しく知ることや、教職員が互いの意思を尊重できる性教育の実践や研修をすることが効果的だと考えますけれども、こうした研修等の必要性を道教委はどのようにお考えでしょうか。

○久保秋雄太委員長 教育部長北村英則君。

○北村教育部長 性暴力根絶のための取組についてであります。本年7月に、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が改正され、国から、法の趣旨の再確認と厳正な処分の徹底が示されたところであります。

道教委では、これまでも、児童生徒に対する性暴力等について、法改正で示された、被害を受けた児童生徒の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為を含め、懲戒処分の対象としてきておまして、法改正後も厳正に対処してきております。

国が本年3月に決定いたしました「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」の教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防において、教職員等への研修の充実が示されたことや、本年7月に成立いたしました法律において、教育職員等に対する研修、啓発の取組の徹底が掲げられたことから、道教委では、法や方針等の趣旨を踏まえ、性に関する指導や「生命（いのち）の安全教育」に関する教職員研修に取り組む必要があると考えております。

○真下紀子委員 法改正の内容について深めることはこれからだということなのだと思いますけれども、やっぱり、この法改正の内容というのは非常に重要ですから、理解を深めて、性暴力に対する認識の変化ということに関しても、併せて研修に反映させていく必要があると考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○北村教育部長 性暴力根絶のための取組についてであります。本年7月に改正されました教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律を踏まえ、改正法の趣旨や国の方針等の理解の徹底を図るため、道教委といたしましては、各学校の校内研修で活用できる「わいせつ事故防止のための資料」の一層の充実を図るほか、管理職や教員、養護教諭等を対象といたしました健康教育推進研究協議会をはじめ、生徒指導に関する各種研修等を活用しながら、教職員の理解増進と各学校における性に関する指導力の向上に努めてまいります。

○真下紀子委員 これまでの不祥事防止対策の取組においても課題が残っていることが分かりましたし、何より、長時間労働や過密な職務によるストレスを低減して、対策をアップデートしていかなければならないというふうに考えます。既存の施策の延長にとどまっていはいけな

けです。

とりわけ、性暴力については、近年、大きな社会問題となっておりまして、道民の関心も高いものがあります。わいせつ事案や性暴力は、一刻も早くゼロにしていかなければなりません。

不祥事防止対策においても、教育の根本である人権教育の充実を位置づけて、性暴力をはじめ、教員の不祥事根絶に向けて実効ある対策をどう強化していくのか、教育長に伺います。

○久保秋雄太委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 不祥事根絶に向けた対策についてであります。児童生徒を指導する立場にある教職員によるわいせつ行為などの不祥事は、決して許されない極めて卑劣な行為で、教職員や学校、教育行政全体の信頼を損ない、学校運営にも大きな支障を与えることとなります。

このため、道教委では、不祥事防止対策として、各種会議や研修会等において注意喚起や啓発などを行うほか、通知、通達を発出し、綱紀粛正を強く求めるとともに、不祥事根絶ポータルサイトの開設、校内研修資料やリーフレットの配付などにより、繰り返し高い倫理観や崇高な使命感が求められる教育公務員としての自覚を深めるよう努めてきたところであります。

今後とも、こうした取組を通じて、あらゆる不祥事の防止に向けて、コンプライアンスの確立や服務規律の厳正な保持に取り組んでまいります。

○真下紀子委員 魂の殺人と言われる性暴力、これは許さないという声が社会を変えてきました。子どもたちにも、そうした力をつけていく教育の実践を求めて、次の質問に移ります。

特別支援教育等についてです。

初めに、過去5年分の特別支援教育を担う特別支援学校と支援学級の教員配置数の推移をお示し願います。

○久保秋雄太委員長 教育政策課長出分日向子君。

○出分教育政策課長 各年度の4月1日現在の教員の配置数の推移についてでございますが、道立特別支援学校では、平成30年度は3285名、平成31年度は3316名、令和2年度は3306名、令和3年度は3316名、令和4年度は3288名となっておりまして、5年前と比較してほぼ同数となっております。

また、札幌市を除く道内の公立小中学校の特別支援学級では、平成30年度は4643名、平成31年度は4788名、令和2年度は4925名、令和3年度は5069名、令和4年度は5177名となっておりまして、5年前から年々増加しております。

○真下紀子委員 今年7月の予算特別委員会で、特別支援学校・学級の教員未配置問題について伺いました。特別支援学校では、2021年度当初が3名、2022年度当初が7名、2023年度当初は9名と、年々、未配置が増加しております。

また、育休取得後の退職者は、2020年度と2021年度は共に4名、2022年度は3名となっております。これは、道立高校に比べて比率が高くなっているわけですがけれども、理由をどうお考えでしょうか。

○久保秋雄太委員長 教職員課長立花博史君。

○立花教職員課長 育休取得後の退職者の割合についてであります。育休取得者のうち、復職せず退職した教員の割合は、道立特別支援学校では、令和2年度は2.9%、3年度は2.8%、4年度は2.0%であったのに対し、道立高校は、2年度は1.8%、3年度は1.7%、4年度は該当者なしとなっており、特別支援学校のほうが退職した教員の割合が高い状況が見られます。

個々の職員の退職理由の全ては把握していないため、明確な要因は申し上げられませんが、引き続き、退職者の理解を得ながら、その理由を的確に把握し、要因の分析に努めてまいります。

○真下紀子委員 教員の欠員状況について伺いましたけれども、これだけではなくて、期限付教員についても多い状況があります。

特別支援学校の期限付教員は、道立学校と比べて高い比率なのですけれども、この3年間の状況を伺うとともに、期限付教員が多い理由というのをどのように分析しているのか、お聞かせください。

○立花教職員課長 期限付教員の状況についてであります。道立特別支援学校におきましては、病休や産休、育休に係る者を除き、令和3年度は、期限付教員は91人でその割合は2.9%、4年度は105人で3.4%、今年度は119人で3.9%となっているのに対し、道立高校における割合は、3年度は1.3%、4年度は1.8%、今年度は2.2%であり、特別支援学校における割合がより高くなっております。

期限付教員を任用する背景に、採用予定者数に対して余裕のある登録者の確保が難しい教科等があることは、高校も特別支援学校も共通しておりますが、高校では、あらかじめ学級数を設定し、生徒を募集するのに対し、特別支援学校の小中学部では、1学級の定員が3から6人と少ない中であって、市町村教育委員会の就学決定により入学者等が決まるなど、学級数の変動が大きいことも、より期限付教員が多くなる要因の一つになっているものと考えております。

○真下紀子委員 これらの答弁から、障がい者差別に対して合理的配慮に欠ける事態と言わざるを得ないような状況だというふうに指摘したいと思うのですね。

これは改善しなければなりません。道教委は、これまで、特別支援学校・学級の増加、それから慢性的な教員不足、これらが教員欠員の理由の一つとしてきたわけです。

しかし、この困難な状況の中で、道教委は、特別支援学校・学級の教員確保の困難さというのをどのように認識した上で、教員確保についてどのように取り組んできたのか、また、今後、不足をどう解消していくのか、伺います。

○北村教育部長 教員の確保についてであります。近年、教員志願者の減少などにより、休職や産休、育休などに伴う代替教員などを確保できないことで、校種を問わず欠員が生じており、特別支援学校においても教員志願者が減少しているほか、小中学校では、特別支援学級の増加傾向が続く中、特別支援学校の免許取得者を配置するのが難しい状況も見られます。

このため、道教委では、これまで、様々な媒体の活用による教員の募集や、大学等の協力による潜在的な人材の発掘に加え、免許法認定講習による特別支援学校免許の取得の促進や、特別支援学校と教員養成大学との連携による効果的な教育実習の受入れなど、特別支援学校や学級を担

【第2分科会 11月14日 第5号】

う人材の拡大に努めてきております。

道教委といたしましては、今後、こうしたこれまでの取組をさらに強化いたしますとともに、学校が、教員にとって意欲と能力を最大限発揮できる職場となるよう働き方改革を着実に進め、教員の確保に努めてまいります。

○真下紀子委員 合理的配慮を実践できるように、しっかりと教員確保に努めていただきたいと思えます。

そこで、私は、具体的に聴覚障がい教育について、以下、伺っていきたいと思うのですね。

先日、旭川聾学校を訪ねました。聴覚障がいのある幼児、児童生徒の教育の現状を、様々、熱く伺ってまいりました。聴覚障がいはコミュニケーションの障がいであって、聞こえの困難によって情報が正確に伝わりにくく、また、伝えることの難しさというのを感じてきたわけです。

聴覚障がいのある幼児、児童生徒の2022年度までの5年間の推移とともに、障がいの原因についても併せて伺いたいと思えます。

○久保秋雄太委員長 特別支援教育課長大畑明美君。

○大畑特別支援教育課長 聴覚障がい教育についてであります。本道の特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室において、聴覚障がい教育を受ける幼児、児童生徒数の推移は、平成30年度は355名、令和元年度は368名、2年度は357名、3年度は341名、4年度は350名となっております。

なお、通常の学級で学ぶ聴覚障がいのある幼児、児童生徒の在籍者数は把握していません。

また、聴覚障がいの原因は、遺伝的素因によるものと聴覚器官が病的侵襲を受けたものの二つとされています。

○真下紀子委員 通常学級で学ぶ聴覚障がいのある幼児、児童生徒数の在籍数は把握していないということなのですが、これは後で聞きますけれども、把握をして専門的で高度な教育を受ける必要があるというふうに思えます。

聾学校では、これまで、口の動きを読み取る方法から、現在は、手話、音声、文字、スマホアプリ等の様々なツールを使って言葉を中心とする教育がなされ、進学や社会に出てから自立して生活できるように取り組まれていることが改めて分かりました。

口話中心だった本道の聴覚障がい教育は、どのように変化、発展してきたのでしょうか。

○大畑特別支援教育課長 聴覚障がい教育の推移についてであります。道立の聴覚障がい特別支援学校においては、従前から聴覚口話を基本とした教育が行われ、その後、学習指導要領の改訂などを踏まえ、段階的に手話等を活用した教育を推進してきたところです。

現在は、聴覚障がいの状態等に応じ、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用した学習活動を取り入れています。

○真下紀子委員 ドラマで、スマホアプリ、メールを使って非常に円滑にコミュニケーションを取っている状況を見ましたので、こうしたことがこれから発展していくのだなというふうに感じました。

そうは言っても、手話が中心ですから、聾啞者同士のコミュニケーションに手話は不可欠になりますし、これが中心ですが、教職員は初めから手話ができる先生が配置されているわけではありません。どのように手話を学んで教育活動に取り組んでいるのでしょうか。

○大畑特別支援教育課長 教職員の手話についてであります。各学校においては、着任後に、教員の手話活用能力を高めるため、年度当初に新任者や転入者を対象とした研修、年間を通じた校内手話研修、外部講師を招聘した研修などを実施し、聴覚障がいのある子どもたちへの指導の充実に取り組んでいます。

また、道教委では、新採用で手話を使える教員や人事異動で手話を活用した指導が可能な教員を、適宜、聴覚障がい特別支援学校に配置するよう努めています。

○真下紀子委員 その状況も伺ってまいりました。本当に皆さん上手になって、上達しております。

そうした中で、聴覚障がいのある幼児、児童生徒が学ぶ場というのは、聾学校のほかに特別支援学校・学級、それから、先ほど平出委員が質問していましたけれども、インクルーシブの通常学級等、教育の場の選択が広がっていますけれども、在籍状況と、それぞれの教育の場の特徴について御説明ください。

○大畑特別支援教育課長 在籍状況などについてであります。本道における聴覚に障がいのある幼児、児童生徒の令和4年5月1日時点の在籍状況は、特別支援学校に197名、特別支援学級に77名、通級による指導を利用している児童生徒が76名です。

なお、通常の学級で学ぶ聴覚障がいのある幼児、児童生徒の在籍者数は把握していません。

それぞれの教育の場においては、特別支援学校では、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能、または著しく困難な幼児、児童生徒への指導、特別支援学級では、同様に、話し声の理解が困難な程度の児童生徒への指導、通級による指導では、同様に、話し声の理解が困難な程度であるが、通常の学級での学習におおむね参加することができる児童生徒への指導を実施しており、その際、幼児、児童生徒の聴覚障がいの状態等に応じ、音声、文字、手話、指文字等を活用しています。

○真下紀子委員 情報を受ける側なのですけれども、通常学級の場合、情報を正しく理解できない場合や連絡漏れが生じるというふうにも伺ってまいりました。

在籍状況を把握して、より高度で専門的な研修が必要となるのではないかと考えますけれども、聴覚障がいのある子どもに対する必要な配慮のための取組について伺います。

○大畑特別支援教育課長 通常の学級における指導についてであります。聴覚に障がいのある幼児、児童生徒に対しては、聞き取りやすい座席位置や視覚から情報を得られるような教材、ICT機器の活用等が効果的であり、このため、通常の学級での一斉の学習活動に参加し、授業内容が分かるような合理的配慮を含む支援が必要です。

道教委では、これまでも、初任段階教員研修や道立特別支援教育センターでの研修等において、合理的配慮についての教職員の理解を深めてきており、今後も、引き続き、教職員の専門性

の向上を図り、聴覚に障がいのある幼児、児童生徒の支援の充実に努めてまいります。

○真下紀子委員 それでは、就学、進学を選択に当たって、どのように教育相談に当たられているのでしょうか。

○久保秋雄太委員長 特別支援教育担当局長堀籠康行君。

○堀籠特別支援教育担当局長 教育相談についてであります。道立特別支援学校において、就学や進学に関して教育相談を行う場合は、保護者の心情や、子どもの現在までの治療・療育歴、育児等の経過について傾聴するとともに、共感的理解に努め、保護者との信頼関係を築きながら、温かい人間関係の中で相談を実施するよう努めております。

また、本人及び保護者が就学先について考え、合意形成を図りながら学びの場を選択することができるよう、早期からの学校見学会や体験入学などによる学びの場についての情報提供を行うとともに、教育的ニーズを整理し、必要な支援の内容を検討するなど、子どもや保護者に寄り添った対応に努めております。

○真下紀子委員 具体的に経験することが非常に重要だというふうに思いました。

聴覚障がいはコミュニケーション障がいだということは繰り返し申し上げておりますけれども、その場合、先ほども紹介しましたがけれども、先生のほうを見て授業を受ける場合は情報を十分に分かるということなのですけれども、休み時間など多くの声が聞こえる中では、聞こえの程度にかかわらず聞き取りにくくなるという特徴があるということです。

情報が聞こえているようで聞こえていない状況が生まれ、本人は、聞こえていなくても、一部でも聞こえていると、聞こえているかとい聞いた場合、聞こえているというふうに認識するそうなので、それで、何となく聞こえているように見よう見まねで対話することもあるということで、通常学級、インクルーシブ教育の場では特に注意をしないと、聞こえの判断を見誤ることになりかねません。

聾学校では、言葉を入れるという表現をされておりましたけれども、聴覚障がいのある子どもの成長過程で、言葉を理解し、身につけることの難しさと、それから重要さというのを同時に実感してまいりました。

聾学校で取り組んでいる専門的な教育の意義、それに伴う成長、社会に出るまでに身につける力を、道教委はどのように把握をして、教育相談等の場面で保護者に伝えているのか、伺いたいと思います。

○山本学校教育監 専門的な教育の意義などについてであります。聴覚障がいのある幼児、児童生徒への教育においては、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要であり、こうした認識の下で教育活動が行われることに意義があると考えております。

このため、聴覚障がいのある子どもに対し、体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての的確な言語概念の形成を図り、思考力の育成に努めるなど、障がいの状態や特性及び

心身の発達の段階等を十分考慮した指導を通じて子どもの見取りを行い、こうした考え方や教育内容について教育相談等の機会を活用して保護者に伝えるよう努めております。

○真下紀子委員 寄宿舎があるために、遠隔地だけでなく、市内の子どもも教育的入舎が可能となります。保護者の出産などで通学が困難な場合、計画的に教育入舎を予定して、自立した生活の経験もできるものと聞いてきました。

寄宿舎の教育的意義を認めている道教委において、遠隔地という理由だけではなくて、柔軟な対応で寄宿舎の教育的意義を発揮できるよう対応すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○大畑特別支援教育課長 特別支援学校の寄宿舎についてであります。寄宿舎は、居住地が学校から遠隔地にあるなどの理由で通学が困難な幼児、児童生徒等が利用しており、また、将来の自立と社会参加に向けた基本的な生活習慣や社会性を身につけるとともに、家庭的な雰囲気の中、集団生活を通して人格形成を図ることができるなど、重要な生活の場としての教育的意義を有するものと考えています。

寄宿舎への入舎など寄宿舎の管理に関する事項は、北海道立特別支援学校学則において校長が定めることとされており、寄宿舎の利用については、居住地や保護者の要望等を踏まえながら入舎の可否を検討しています。

各学校においては、幼児、児童生徒の障がいの状態や保護者の登下校の送迎に係る負担など個々の状況を十分考慮し、可能な限り幼児、児童生徒や保護者に配慮した対応を行っています。

○真下紀子委員 乳児期など早期に難聴を発見できること、それから、早期療育ができるようになってきていると聞いております。2022年度までの聾学校で行われている乳幼児療育事業の利用状況をお示し願います。

○大畑特別支援教育課長 乳幼児療育事業についてであります。この事業は、聴覚に障がいのある乳幼児とその家族が身近な地域において適切な相談支援や療育を受けることができるよう、道保健福祉部と連携し実施しており、令和4年度は、道内6校の聴覚障がい特別支援学校において、ゼロ歳児から2歳児までの乳幼児延べ123名の利用があり、例年においても、延べ100名を超える利用があります。

○真下紀子委員 最後の質問です。

聾学校に蓄積された専門性に基づく教育というのは、今の乳幼児療育事業でも発揮をされておりました。大変感動しました。自ら手話を学び児童生徒の教育に当たる先生たちによって、熱意を持って取り組まれていることが分かりました。

今後も継続して聴覚障がい児の教育が一層進むよう、道教委としてどのように取り組んでいくのか、教育長の見解を伺い、私の質問を終わります。

○倉本教育長 聴覚障がい特別支援学校の役割などについてであります。聴覚障がいのある幼児、児童生徒一人一人が、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に克服し、自立と社会参加を図るためには、必要な知識、技能や思考力、判断力、表現力等を育成することが必要で

【第2分科会 11月14日 第5号】

あり、道内において、高い専門性を有する聴覚障がい特別支援学校の果たす役割は重要と認識をしております。

道教委では、今後も、引き続き、聴覚障がい教育の質の維持や向上に向け、道内の聴覚障がい特別支援学校において、音声、手話などの多様なコミュニケーション方法の活用やICT機器を使用した取組など、指導方法の改善につながる研修の充実に取り組むとともに、子どもたち一人一人の能力や可能性を伸ばさせることができるよう指導の充実を図り、聴覚障がいのある子どもたちへの支援の充実に努めてまいります。

○真下紀子委員 終わります。

○久保秋雄太委員長 真下委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、教育委員会所管に関わる質疑は終結と認めます。

以上をもって、本分科会に付託されました議案に対する質疑は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保秋雄太委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○久保秋雄太委員長 本分科会を閉じるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は、去る9月27日に設置されて以来、各位の御精励によりまして、本日、本分科会における質疑を終了することができました。

この間、鈴木(一)副委員長をはじめ、委員各位には、分科会の運営につきまして格別の御協力を賜りましたことを衷心より感謝申し上げる次第であります。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって第2分科会を閉会いたします。(拍手)

午後4時8分閉会